

# 令和元年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和元年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和元年第4回定例会記録				
招集年月日	令和元年12月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和元年12月10日 午前10時00分 議長宣告			
閉会	令和元年12月10日 午後3時30分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	澤上 勝
	3番	馬場 正治	4番	澤上 訓
	5番	木村 忠一	6番	田中正一
	7番	日野口 和子	8番	平野 敏彦
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	樽山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	14名			
欠席議員	3番	馬場 正治	16番	西館 秀雄
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	泉山 裕一	政策推進課長	成田 光寿
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	三村 俊介
	税務課長	福田 輝雄	町民課長	澤頭 則光
	環境保健課長補佐	川口 嘉大	介護福祉課長	田中 淳也
	農林水産課長	赤坂 千敏	商工観光課長	久保田 優治
	地域整備課長	西館 道幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	柏崎 和紀	社会教育・体育課長	松山 公士
	選挙管理委員会委員長	相坂 一男	選挙管理委員会事務局長	泉山 裕一
	農業委員会会長	大川 義博	農業委員会事務局長	赤坂 千敏
	監査委員	柏崎 堅一	監査委員事務局長	小向 正志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 議案第72号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について		
	2 議案第73号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について		
	3 議案第74号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	4 議案第75号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第76号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第77号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第78号	おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第79号	おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第80号	おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について		
	10 議案第81号	おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について		
	11 議案第82号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について		
	12 議案第83号	十和田地区環境整備事務組合理約の変更について		
	13 議案第84号	令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について		
	14 議案第85号	令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	15 議案第86号	令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について		
	16 議案第87号	令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について		
	17 議案第88号	令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について		
	18 議案第89号	令和元年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目				

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	10番 吉村敏文議員	
	11番 澤頭好孝議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	檜山副議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時00分)
	檜山副議長	なお、3番馬場正治議員、16番西館秀雄議員、欠席であり ます。
当 局 の 説 明	檜山副議長	日程第1に入る前に、お手元の配付のとおり議案第73号につ いて、議案の一部を訂正したい旨の申し出がありました。 町長から訂正の理由の説明を求めます。 町長、演壇にてお願いいたします。
	町長 (成田 隆君)	おはようございます。 開会の前に、定例会に上程しました議案の一部に訂正箇所が見 つかりましたので、訂正理由を申し上げます。よろしくお願いま す。 本定例会に上程いたしました議案の一部訂正について、ご説明 申し上げます。 訂正議案は議案第73号、おいらせ町行政組織条例の一部を改

		<p>正する条例についてであります。その内容ですが、附則第2項、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正において、別表第1の改正内容に本来、略とすべきは無い箇所を略と表記した不備を正すため、語句を追加して訂正するものであります。</p> <p>議員各位に対しましては、ご迷惑をおかけし深くおわび申し上げますとともに、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、訂正の理由の説明が終わりました。</p> <p>お諮りします。ただいま申し出がありました件について、会議規則第20条の規定に基づき許可することにご異議ありませんか。（「議長」の声あり）はい。（「配付した82ページのところだけなんだけれども」の声あり）</p> <p>済みません、8番、立って話していただけますか。</p> <p>今、説明聞いて、ちょっと意味わからないんですけども、添付資料の82ページ、83ページに係る部分じゃないかなと思うんですけども、もうちょっと詳しく説明してほしいと思いますよ。ただこれだけで、提案されたものの中身がよく理解できない、私はできません。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、説明聞いて、ちょっと意味わからないんですけども、添付資料の82ページ、83ページに係る部分じゃないかなと思うんですけども、もうちょっと詳しく説明してほしいと思いますよ。ただこれだけで、提案されたものの中身がよく理解できない、私はできません。</p>
答弁	<p>榎山副議長  総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>ページ数でいきますと、議案書の6ページ、7ページ、8ページになります。</p> <p>こちらのほう、本来略と書いておりますが、実質的には中身に全部必要事項を明記し、変わった内容のものを本来は議案に上程しなければなりませんでしたが、こちらのミスで略という形で書いてしまい、参考資料と同様な取り扱いをいたしました。大変皆様にご迷惑をおかけいたしました。この場を借りておわびしたいと思います。大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>8番、平野議員、よろしいですか。（「はい」の声あり） ただいま申し出がありました件について、許可することにご異</p>

	<p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第1、議案第72号、成年被後見人等の権利の制限に係る処置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>新旧対照表は76ページから80ページになります。</p> <p>本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されることがないように、本条例に所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>改正内容は、おいらせ町印鑑条例を含む関連する5条例の一部改正を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>3点、お伺いします。</p> <p>この第72号のところの、被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るとありますけれども、この説明のほうの添付資料を見ますと、76ページでは成年被後見人が意思能力を有しないものということで改正になっています。それと、第16条の3では、成年被後見人の意思能力を有しないものと判断したときと改正になっていますけれども、この意思能力を有しないものという</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

		<p>のは、この被後見人ということを目指していると思うんですけども、この意思能力というのはどの辺を指すのかですね。それから、この意思能力を有しないものと判断したときというふうなのは、誰が判断するのか。医者なのか、行政庁なのか、ちょっと私理解できませんので、説明をお願いします。</p>
答弁	<p>樽山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>総務課長。</p> <p>今の法律の改正内容につきましては、基本的にあるのはまず欠格条項です。つまり成年被後見人等を一律に排除する欠格条項自体を設けている制度はまずなくしましょうと。そのかわりに、心身の故障等の状況や、個別的に、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定ということで、個別審査規定へ適正化いたしますという形が国の法律のほうの改正内容になっておりますので、まず被後見人という形の条項としてはなくなりましたので、そのほかに今度先ほど言ったみたいに個別的に、もし意思能力として判断できるのであればそのままいろいろな資格、印鑑条例ですので、実印等の申請を認めましょうという形になります。もしそういうふうなものの意思能力が現在無理だという形になると、認められないという形になると思いますけれども、実質どのように取り扱うのかというのは、ちょっとまだ実例がございませんので、何とも言えないところがございますが、基本的にはそちらのほう、被後見人の方についている方々と、それを交付する印鑑証明、印鑑登録等を行うのであれば、町等がいろいろその辺のところの状況を確認した上で判断するような形になるかと思えます。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>樽山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>個別審査とかというふうな話ですけども、誰がでは個別の該当する部分で審査をするのか。これも改正がなされるわけですから、施行後に12月14日から施行しますっては書いてありますよ。今、確定しておかないと、日にちがないのじゃないですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>私は、ちょっとこの部分では、今の説明だとちょっと理解をしかねるなというふうな思いがしますよ。担当が判断するのか。印鑑登録に例えばそういうふうな能力を有しないものが来れるわけがないのじゃないですか。連れてきてやるのですか。誰がどういうふうな形で手続に来るのか。そしてまた、誰がそれを判断するのか。この部分、ちょっと明確に説明してくださいよ。</p> <p>では、ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>このところは、印鑑条例に関する質問かと思われます。一般的なまず成年後見人のお話をさせていただきます。</p> <p>まず、成年後見制度がその人の判断能力そのものの度合いを示す制度ではないというのをひとつご理解いただきたいなと思います。そもそも制度は、判断能力がなりつつある方、なくなった方の財産を守るための制度であります。よって、成年後見人に対する誤解があると思われるため、昨今の状況に照らし説明いたしますと、成年後見人となるのは、高齢者で認知症になった場合に制度を活用する例がふえておりますので、今のようなちょっと話になるのかなと思っております。そういう方が身の回りにも制度活用する方がどんどんふえてきている状態も、皆さんのほうではご理解しているかと思います。そのような方々であれば、確かに議員おっしゃるとおり判断ができないという形になってきておりますが、実際の例でいきますと、成年被後見人となられる方は、知的障害者や精神障害者である方もおります。このような方たちの中には、一部分について意思表示を行う、できるものや精神状態に波のあるような方では、状態が安定した際、意思表示、判断能力があるとみなせる方もおりますので、成年被後見人だからといって全てを判断能力がないとするような現状を見直していかなければならないような状況になっておりますので、制度改正が行われております。</p> <p>印鑑条例の手続のちょっと仕方、国のほうから示してある例をちょっとご紹介いたしますと、国の制度説明資料では、成年被後見人の印鑑登録は、被後見人が意思表示を示した場合で、成年後見人が一緒についてきて追認した場合となっております。先ほども話しましたが、例えばの話ですが、精神疾患を持っている方で成年被後見人となっている方では、この精神の状態が一時的に安</p>
-----------	-------------------------	---

		<p>定することもあるかと思えます。このような場合に意思表示する場合もあると推測されますので、この方と成年後見人が一緒に来ていただきまして、窓口のところに来ていただきまして、後見人が本人の正しい意思表示だと、やりたいということに対して成年後見人がやりたいという意思表示を示した場合、これを追認する、成年後見人が追認することになります。その状況を確認して印鑑登録をしてくださいというふうに国のほうの説明ではなっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>印鑑登録については、今のような形で手続がなされるということでは理解をいたしました。ただ、自分たちも後期高齢者になればさっき説明があったように認知症とかそういうふうなものになって、ほとんどが意思表示がどこまで本人の意思なのか、把握できる部分というのは。そういうふうな場合は、印鑑、条例によれば、後見人、成年後見人がついてきて、一緒に、担当と判断するのですか。そのついてきた人の申請がなされてその手続が開始されるんですか。この意思能力を有しない者と判断するというのは、窓口の担当者なのか、課長なのか、ここの部分というのはこれを見れば誰という、ないわけですから。それとも町長の権限を受けた担当課長が判断するというふうなことになるんですか。ここのところ、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいま誰が判断するのかという質問に対してお答え申し上げます。</p> <p>先ほども多少お話しした内容と重複しますが、まず成年被後見人、精神疾患等を持った方と、例えばの話ですが、成年後見人が一緒に窓口に来る必要性がございます。一応、窓口の担当者のやり方といたしましては、成年後見人のほうから状況を確認して、本人の成年被後見人の状態が判断するか判断しないか、印鑑登録が必要かしないかというのを当然後見人のほうでも確認して窓</p>

質疑	檜山副議長	<p>口に来ていただきます。窓口の担当者は、それを後見人だけから確認するのではなくて、被後見人のほうにも印鑑登録、つくってもよろしいですかということを確認してくださいとなっております。ですので、一応誰が判断するのかということになりますと、窓口の担当者が判断するという形になっております。</p> <p>以上になります。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>今のやりとり聞いて思いましたけれども、漠然とした説明の中で8番議員は的を射た質問を本当にしていると思います。私は、議会軽視という言葉、何回も今まで聞いてきましたけれども、理事者側が本当にそうしているというふうに自分で思ったのはまれでございます。本当に私たちに対してよくやってくれたと思います。ただね、議会軽視という言葉を感じるのであれば、こういう議案なりが出てきたときの私たちに対する説明不足、何でこういうことを余りにもすらっとやってしまうんだろうという感じを受けます。それがまさしく今みたいなときであって、まず一番最初に私は総務課長のところで説明されるべきものは、今の社会の趨勢、身障者とかそれが転じて成年被後見人等に対する社会の意識がどう変わってきたのか、そしてそのために今例えば警備業だとか、私みたいな士業、例えば司法書士だとか行政書士だとか税理士さん、あるいは会社の役員だとか、そういう人たちにその成年被後見人に登録登記されているともうだめだと一律になっているところを、それじゃだめだということで一人一人個別に、実質的に審査しましょうと、そしてそういう権利を被後見人とされた方々に回復しましょうというのがこの法律の狙いじゃないですか。成年後見、窓口業務、印鑑登録条例の中で認知症云々ということだけ話今なりましたけれども、それはほんの氷山の一角であって、もっと本質的、広く論議されなければならないところがあると思います。私たちがどんなに調査活動だとか研修でいろいろ勉強して、ああ勉強になったなというふうに思うけれども、私は最大の私たちが勉強する機会というのはこういうふうな法案が新しく出た、改正されたというときに如実に社会の情勢を</p>

		<p>物語っているのはこれであって、そしてそれを皆さんが私たちに懇切に説明してくれることは、ああ皆さんの仕事は大変だな、よくやっているなどという理解がそこでもって初めて生まれる。それをあえて理事者側がしないというのは私は本当におかしいと思います。ですから、まず一番最初に、この社会、これが出てくるための社会の背景、そこから私は説明してほしいとまず思います。それで、そこもちょっと今からでもいいからつけ加えてくださいということ。</p> <p>それから2つ目に、これの今1番目のほうの印鑑条例ありましたがけれども、2番目のね、今度は職員の分限に関するところで、ここの現行と改正案、これが私の頭ではちょっと把握できないんですよ。ここ、76ページの(2)、おいらせ町職員の分限に関する条例ということで、ここで現行は第7条、任命権者は法第16条2号ということで、禁固刑以上の刑に処されたということをしやべっているんだけど、こっちの改正案のほうでは16条第1号という、こっちは成年被後見人をしやべっていると私は思っています。そうすると、成年被後見人が刑の執行を猶予された者だとか、その罪が過失によるものということは、全く整合性がないなど。ここはどういうふうに解釈すればいいのかなというふうなところで、まず私が言った2点のことについて、お願いします。</p> <p>答弁願います。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、見直しが行われた法律のほうでございまして、考え方といたしましては、説明が若干不足する場合もございまして、ご了承願います。</p> <p>まず、成年被後見人等が成年被後見人等でないものと等しく基本的人権をやはり尊重するために個人としてその尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるべきだというのが基本的な考え方になっております。それに伴いまして、いろいろな課題が出てきております。成年後見人制度を利用することで逆に各資格等が排除されることになるとか、あとは成年後見人制度</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	

	<p>は財産管理等に着目され、各資格等においても求められる能力とか資質的なずれがあるのではないかと、あとは成年後見人制度を利用している者のみが各資格等から一律に排除されると。その能力を発揮する機会が失われているのではないかという、もろもろの課題がありました。それに伴って、今行われているものというのは欠格条項があるいろいろな法律、条例に関して一律にその資格を排除するという仕組みを改めて、各資格等にふさわしい能力があるかどうかを個別的に、実質的に審査するという仕組みに見直しましょうということになっております。その上で国を含め各県、都道府県及び市町村においてもこのとりあえず失格条項というものを一括して見直すという形で今回条例のほうにも上程させていただきます。ちょっと説明が不足しているかもしれませんが、大きい国の流れとして見ればそういう形で基本的な人権を尊重いたしましょうというのが主な形になっております。</p> <p>続きまして、分限の76ページの改正案と現行の話になります。</p> <p>そちらの方に関して見れば、地方公務員法の第16条というのが改正になっております。こちらのほうに関して、この内容というのは失格条項というのがございまして、第16条には次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となりまたは競争試験もしくは選考を受けることができないというのがございます。その第1番目に成年被後見人は1号のところですね、それは改正案のところの、現行のところのところなんです、今これ現行は法第16条第2号と書いております。こちらのほうが第1号にあるのが成年後見人または被保佐人というのが第1号にございます。こちらのほう、法律上、第1号が削除されましたので、今現在ある第2号が号が繰り上がった形になって、第1号になるということをあらわしている形になります。基本的に、この号数が変わっていったものというのが全部地方公務員の改正もしくは中にはもう一つ児童福祉法の改正になりますけれども、全部これは号が変更になったものによって条例のほうも改正になるという形になりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
--	--

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>背景というか、バックグラウンド、ありがとうございました。それから、この2つ目の質疑については、私それなりに地公法見たんだけど、私のは古かったのかな、済みませんでした。</p> <p>再質問に入りますけれども、まさしく平野議員が話しました12月14日に施行になるのにこういうことでいいのかという、まさしく私同感なんです。これ、今町民課長が例えば印鑑条例の中では窓口が判断するというふうにお話ししましたけれども、そうすると、物すごい問題性をはらんでいるということで、これはもう、実質的に運用不可能じゃないかと。意地悪なところで、住民がね、ちょこっとでも意地悪すればこういう運用は成り立たないと。なぜかという、窓口でそれを判断する、そういうことを、そういう行政、行為行政処分を窓口を判断しても、町長の代理ですからいいでしょうけれども、そこには間違いがつきもので、もう不服審査だとか申立て、行政訴訟の温床ですよ、私から言わせればね。窓口、仮に窓口がやらないで、医師がそれを鑑定するんだということになれば時間もかかるし費用もかかるし、その時間を待っている間に大切な印鑑証明も発行されない。裏では印鑑カードさえ持ってくれば誰にでも発行されるという、発行してもらえということもあるし、全く矛盾をはらんだ運用上とてもできない、できるはずがないと私は思うんだけど、まずその辺のところ、どういうふうに思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの西館議員の質問にお答えいたします。</p> <p>運用上、難しいのではないかとというふうなお話がありました。ここで、我々のほうも多少運用上難しいのかなというふうな話は多少しておりました。ただ、国のほうの通知を見ますと、まずこれまでのやり方です。ご本人から、ご本人が必ず印鑑登録の場合ですが、そもそも印鑑登録の場合ですが、印鑑登録についてはそもそも本人の同意を得て印鑑登録をすることになります。なので、仮に委任を受けて代理人の方が来たとしても、本人確認ということで、本人のところに郵送を行って手続をするというふう</p>

		<p>な、必ず本人の状態を確認するというふうな制度内容となっております。このことから、第一義的には必ず本人確認をするというふうなことになっておりますので、成年、仮の話ですが、成年後見人と成年被後見人が同時に来ていただきまして、両方から印鑑登録の必要性、登録したいですかというところを確認する作業が出てきます。そこのところで、印鑑登録のところ、返事が本人からもらえないのであればこちらも登録制度は可能でないと判断することになります。恐らくです、これからの話になりますが、仮の話をさせていただきますと、議員おっしゃるとおり、實際上成年後見人で判断能力を有する者はなかなかいないと私も実際には思っているところです。詳細のほうはちょっとお答えできませんが成年被後見人として登録されている方、町民課のほうでは東京法務局のほうから通知が来ます。その内容は、成年後見人がつきましたよという内容だけになっていますので、一応その内容をちょっと名前が私もわかる方がおりますが、ほとんど寝たきりであるとか、やはり障害者施設、重度の障害者施設に入所している方がほとんどである状況です。そのことからすると、この制度を活用できる方はほとんどいないと想定もしているところであります。</p> <p>以上になります。</p> <p>13番。</p> <p>町民課長、ありがとうございます。</p> <p>ただね、この制度そのものが成年後見人、被後見人の運用をちゃんとさせるためにできたのではないでしょう。それが狙いではないわけですね。もっと大きな目的があって、実際窓口に来る印鑑証明交付してくれという人間は成年後見人、被後見人にかかわる部分はちょっとだと思えます。その何十倍の人たちがいろんなそれこそ目的を持って来るわけです。そのとき、来たとき、成年後見人とか被後見人別として、ぱっと見ただけで何か変だなこの人、窓口の人がね。こんな受け答えも全くおかしいと。ただこの印鑑証明書だけ交付してくれというのは明らかにわかると。こういう人に果たして交付していいのだろうかというふうに逡巡したとき、これは例えばそれをしない、あるいはするためにはね、</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

		<p>そこで例えば行政、行政上のことで言えば本人に対して義務を課してそれをやってもらうから交付しましょうというふうなことにまで発展しかねない。それが間違えばいろんなそれこそ私に対する不利益処分だとか何とかという訴訟に発展しかねない。そういうところを、これはね、町民課長じゃなくて、私ここ全部に担当する課長、結構多いと思いますから言うんだけど、本当に実際そういう場面に遭遇したとき、これを円滑に運用できますかということですよ。考えてみてください。できるはずがないと思います。ましてやもう8番議員しゃべったように14日であって、これがこのまますうとなるのはいいだろうけれども、実際の運用としては非常に難しいということで、これについてああしてくださいというふうなことも言えませんが、とにかく全部署を上げて注意深く運用してくださればそれでいいのかなとは思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>榎山副議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>榎山副議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>榎山副議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>榎山副議長</p> <p>日程第2、議案第73号、おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから6ページ、また別表第1は、本日配布いたしました議案正誤表の別表をごらんください。新旧対照表は81ページ、82ページになります。</p> <p>本案は、第2次まち総合計画施策の具現化及び政策公約を推進するべく、組織体制を整備するとともに、事務の執行体制を強化し、効果的かつ効率的な行政運営体制を構築するための行政組織機構の見直しを行うことに伴い、課の組織及び課の分掌事項を改めるため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容は、子育て世代包括支援センターの設置と環境保健課を保健こども課に改め、改編にともない児童福祉業務を町民課から移管し、健康長寿推進室を廃止します。また、町民課は改編に伴い環境衛生、国民健康保険、後期高齢者医療業務を環境保健課から移管し、子育て支援室を廃止するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>行政組織の一部の改正について、それぞれ目的に沿って事務分掌を整理したように感じますがけれども、今の本庁舎の1階を見ますと、非常に混雑して、私議会に来て、とてもあれではとても用を足せるのかなというような、あんなに職員も多いのに窓口に来る人の座る場所のない、あれで本当の町民サービスになっているのかなという疑問を私常に感ずるんですけども、もっと余裕のあるような配置、そういうふうなものを考えるべきだと思っておりますけれども、今のままでいいというふうな感じですか。ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長</p>	<p>待っているお客さまが混雑している時期には大変ご不便をか</p>

質疑	(泉山裕一君)	<p>けているという形で、総務のほうでも認識はしております。今回、機構改革として4月に行った部分というのはワンストップサービスということで民生3課を集めてより効果的、効率的な業務を進めましょうということと、地域丸ごとケアの推進強化ということで、行わせていただきました。議員おっしゃるとおり、窓口のところでたくさん集まるときにどうお客様のほうに待っていただく環境をよくしなければならないのかというのは、総務のほうでも今課題として考えております。来る町民のお客様に関してはしばらくの間ご迷惑かけることになると思いますが、今のところちょっと解決方法等はこちらのほうも見いだせていないのが実情です。今後何らかの形で少しでも環境がよくなるような形を模索したいと思いますので、少々お時間をいただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
	檜山副議長	8番議員。
	8番 (平野敏彦君)	<p>ワンストップサービスとか、言葉ではいい言葉なんですけれども、用を足すほうの町民から見れば、逆に本当にいろんな意味で話も隣に聞こえたり、相談もできない、こんな体制だということはね、本当に町民のためになっているのか。自分たちの仕事をしやすいようにするだけで、町民本位のサービスになっていないと思いますよ、私は。いろんな意味で本庁舎には行きたくないという人が多いんですよ。平野さん、何とかできないのか。あつたにごみごみして。いっぱい行けば職員がいっぱいいて、下に、みんなに見られているような気がする。困ったことを相談するには声も高く言えないし、本当に私は本庁舎に行きたくない、そういうふうな人の声、聞きますよ。やっぱりね、町民本位で考えたら、やっぱり役場が自分たちのために話をしやすいとか、相談をしやすい、相談に乗ってくれる、いろんなね、来る人に対する気遣いというのがあって当たり前だと思うんですけども、自分たちの事務処理のほうだけを優先しているんじゃないですか。もう一回、じゃあ見直しをすべきだと私は思いますよ。町民アンケートでもとってみなさいよ。今のままだったら、結構ね、私にそういうふうな声が聞こえるから私は言っているんですよ。職員のため</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>じゃなくて、町民のための機構改革をすべきだと私は思うんですよ。どう思いますか。</p> <p>総務課長。</p> <p>今回、今年度行った機構改革の一つの目的というのは分庁と本庁、分かれて業務を、つまり両方に行かなければならないというものがある程度解消してみようということで行っております。現在、その効果に関して見れば、ある程度スムーズに行われているという形ではこちらのほうでは認識をしております。ただ、先ほど課題にも言ったみたいに、多少混雑した時期にはお客様に少しつらい思いをさせるのかなというのは大きな課題だということでもこちらも捉えております。あとは、非常に相談内容によってはほかの方々に配慮しなければならないという相談もあるかと思えます。そういうふうな場合に関して、各課のほうで個別にほかの方々から遮断するような形の部屋を選ぶなり、配慮していると思えますので、そういうふうなところは各課のほうである程度窓口業務のほうが対応しているということでもこちらのほうでは認識をしております。ですから、今のところ悪いという話は議員のほうには聞こえておりますけれども、こちらのほうでは極端に悪いというお話も、確かにそういうふうな混雑している部分ではかなり聞こえてきておりますが、別な部分に関してはやっぱりある連携的なものは1つのところの庁舎で全部終わるといったメリットの部分も聞こえておりますので、その辺のところでご理解をしていただきたいと思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番議員。</p> <p>それはね、本庁舎に来て、そういうふうな生で言う人がいますか、町民で。私はないと思えますよ。今、私が前にも一般質問で言ったように、組織改革をして直通で本庁舎に来れない、バス路線がない、分庁舎で例えば用事を足せる、おいらせ病院へ行って帰りに分庁舎に寄って用事を足す、高齢者にとってはそういうような連動した形でのサービス提供が今まであったんですけど</p>

討論		<p>も、それがね、バス路線もないそういうふうな部分もあって、せっかくおいらせ病院に行きながら用を足そうとしたのが逆なんですよ。だからね、捉え方ですよ、自分たちの捉えるのと町民の捉えるのの差というのがありますよ。直接役場へ来てそういうの言う人ありますか。ないですよ。確かに届け出が1カ所で済むというだけの、2課も3課も回る町民というのいますか。冠婚葬祭とかそういうふうなのだったら、1課で済みますよ。税金だって。それらを回るような町民というのは何人いますか、何%いるんですか。私はもっとね、今のままだと本当にワンストップサービスとか何とか掲げておりますけれども、受ける町民は精神的な負担とかそういうふうなのいっぱい多いわけですから、早目に見直しをしていただきたい。要望しておきます。</p>
	<p>檜山副議長  (議員席)</p>	<p>答弁はいいですか。(「はい」の声あり) そのほか質疑ございませんか。ありませんか。 <b>**なしの声**</b></p>
	<p>檜山副議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。(「はい」の声あり) はい。13番。 <b>**なしの声**</b></p>
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>反対でないけれど、賛成の立場からの討論でいいですか。</p>
	<p>檜山副議長  13番 (西館芳信君)</p>	<p>それでは、演壇にてお願いします。(「ああそうか」「反対の」「賛成でもいいの」「賛成もいいのか」の声あり)</p> <p>本議案に反対するものではありません。賛成の立場から討論したいと思います。ただ、内容は8番議員が話したことに、ちょっと私なりに言いたいことを言って賛成ということになります。</p> <p>私は、きょうもそれから大抵のとき、本庁舎に用事があるときは駐車場の関係から西のほうの1階から入ってきます。環境保健課だとか、介護、ずっと町民課通ってきます。そして職員の皆さ</p>

		<p>んに「おはようございます」「おはようございます」「おはようございます」「おはようございます」「おはようございます」と、大体4回から5回ぐらい言うんですよ。普通だと、今まで役所にも勤めたことがあります。朝入ってくると、「おはようございます」って結構高くしゃべってみんなに通じると。そしてそれは別に何回もしゃべらなくてもいいというふうな自分の人生の中のパターンでしたが、今本庁舎に入るとそのパターンが明らかに変わった。もう職員がすぐ近くにいるわけですから、何も大きくしゃべらなくてもいい。小さい声で「おはようございます」と言えば届くし、「おはようございます」「おはようございます」と、もう簡単に4回も5回もしゃべってしまうと。これはいいことのように思うけれど、実際は何もよくない。それほど過密に近くにいる、なるほど時々には町民の皆さんが椅子に座ってずっと両側に並んでいるときもあるというふうなこと。何か今までとは違うなというふうな思いもあります。その一方で、今度は分庁舎に行くと、3階まではまあまあ、4階は物すごいスペースがあいていて、何も使っていない。そしてかつての私たちが議論を戦わせたそれこそ議会、ここはもう荷物がやたらめったらに入っていて、何だこれはというふうに思える。そういうふうなアンバランスな面が庁舎のスペースの活用、それはひいては課の配置ということになるかと思えますけれども、やっぱり8番議員の発言は重いものがあるなと私は感じました。がしかし、今理事者側としてやりたいことをやってもらって、成田町長にはリーダーシップを発揮してほしいということで、そういうことをもろもろ念頭にしながら町政の発展のために頑張っていたきたいということで、賛成の立場から討論いたしました。</p> <p>賛成討論が出ましたので、反対討論の方、ございますか。ありません。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第73号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	

当局の説明	檜山副議長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、議案第74号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の9ページ、10ページをごらんください。新旧対照表は83ページ、84ページになります。</p> <p>本案は、2つの付属機関の見直しに伴い、所掌事項及び委員の定数等を改めるため、提案するものであります。改正内容は、おいらせ町自治推進委員会の所掌事項及びおいらせ町立学校給食センター運営委員会の委員定数、委員構成の改正を行うものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第74号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
檜山副議長	<p>日程第4、議案第75号、おいらせ町一般職の職員との給与に関</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の11ページから39ページをごらんください。新旧対照表は85ページから114ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定し、並びに勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めるため提案するものであります。</p> <p>改正内容は、給料表の額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合に係る総額を0.05月分引き上げるもので、平成31年4月1日からさかのぼって適用するものです。</p> <p>また、あわせて、勤務1時間当たりの給与額の算出に寒冷地手当を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第75号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決いたしました。</p> <p>日程第5、議案第76号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
--------------	---	---

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。 議案書の40ページ、41ページをごらんください。新旧対照表は115ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>改正内容は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、令和元年12月1日からさかのぼって適用し、令和2年度以降の支給割合は、6月期、12月期ともに同じ支給割合とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第76号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第77号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
--------------	---	---

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>それでは、議案第77号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の42ページ、43ページをごらんください。新旧対照表は116ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>改正内容は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、令和元年12月1日からさかのぼって適用し、令和2年度以降の支給割合は6月期、12月期ともに同じ支給割合とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第77号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで11時15分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時56分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p> <p>日程第7、議案第78号、おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について</p>
--------------	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政課長。</p> <p>それでは、議案第78号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は44ページから45ページになります。新旧対照表につきましては、117ページとなります。</p> <p>本案は、契約事務の円滑化を目的とし、施設の管理及び運営など継続的に役務の提供を受ける必要がある契約について、長期継続契約の対象とするため、条例を改正するものです。</p> <p>45ページに記載しております改正後の条例第2条第1号及び第2号の改正は、現行の規定を具体的な表現に改めるものです。同条第3号の改正につきましては、今回の改正により、長期継続契約の範囲を役務提供に拡大するものですが、アとして経常的かつ継続的な役務提供が必用なもの、イとしまして、会計年度の初日からの役務提供が必用なものとして、該当する契約を限定しております。</p> <p>次に、第3条の契約期間につきましては、当条例に基づく契約期間の上限を一律5年以内とするものです。</p> <p>なお、附則につきましては、施行日を令和2年1月1日とするものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番議員。</p> <p>8番です。</p> <p>この第78号については、令和2年1月1日から施行するというので、令和2年度予算に対応するための条例改正も含んでいるのかなというふうに感じておりますけれども、これによって、改正することによって事務処理が今までと違って余裕を持って対応できるということになるかと思っておりますけれども、この契約の中にあっては昨年は大変不調な事案が発生しておりますの</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>で、今年度についてはある一定期間余裕があるわけですから、予算的にも精査をし、そしてまた新聞で報道されることのないような契約の方法をとっていただくようになろうかと思いますが、担当課長、どう思います。</p> <p>財政課長。</p> <p>ただいまの議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、入札、契約の時期につきましては、先日の全員協議会でもお話ししたかと思いますが、2月を予定しております。原則として、来年度の予算、来年度を対象とした契約からを想定していきまして、その手続を2月に入札契約する、期間に余裕を持って行うということを予定しております。ですので、万が一入札が不調に終わったとか、そういった事態にも余裕を持って対応することができるということを考えております。それと、予算の部分につきましては、昨今の最低賃金の上昇が、上昇率が年々上がってきております。そのことを踏まえて、当方としましても適正な予算配当が必要だという認識のもと、ことしは複数の見積額を出していただいて、総合的に予算配当を適性に行いたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番議員。</p> <p>最大の昨年の事例で見れば、予算を上回った契約ができなかったわけで、その積算根拠が示されているものからさらに削減して予算計上したというふうな経過があるわけですから、私は予算はとっておいても入札によって減額になるのであれば私はそれでいいんじゃないかと。不調になって、事務的に何回もそういうふうな事務処理をするよりは、あらかじめ設計金額の部分そのまま計上しておいて、入札することによって下がった分を次の財源として充当できるわけですから、そういうふうな形で予算編成についても、今課長が言う適当な予算配当というのはこの辺を指すのかなと思って、いま一度確認したいと思います。</p>

答弁	檜山副議長	財政課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えいたします。 今議員ご指摘のとおり、私も似たような認識のもと、予算は適正に確保することが必要であると考えております。もちろん財政状況厳しいのは、議員の皆さんにご説明したとおりですけれども、業務委託に係る部分、なかんずく今回の長期継続契約に係る部分については、費用の大半が人にかかわる部分であります。そこを切り下げるにもこちらが引き下げるというのがやはり最低賃金を切るとか、そういった部分がちょっと限度があると思いますので、なるべくというか、予算は適正に確保していきたいなというふうに、適正に確保した上で入札を行いたいと考えております。 以上です。
	檜山副議長  (議員席)	よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	檜山副議長  (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	檜山副議長  (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第78号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。 **なしの声**
	檜山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	檜山副議長	日程第8、議案第79号、おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長  (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>それでは、議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書では46ページから47ページ、参考資料は118ページになります。</p> <p>本案は、向山児童館について、令和2年3月31日をもって閉館することに伴い、本条例に所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>向山児童館におきましては、利用児童数が減少したことから平成30年度をもちまして休館としておりましたが、11月19日に開催されました議員全員協議会で説明しておりますとおり、今後児童館としては使用しないため、町立児童館条例から向山児童館に係る項目を削るものです。条文の説明は、新旧対照表で行いますので、118ページをお開きください。</p> <p>条例条文の新旧対照表中、右側にあります現行条例では、第2条表内の名称及び位置に向山児童館と住所が記載されておりますが、左側にあります改正案では、向山児童館に係る名称、位置を削っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第79号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第80号、おいらせ町立児童館の指定管理者の</p>
--------------	---	--



当局の説明	(議員席) 檜山副議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第80号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>日程第10、議案第81号、おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>議案第81号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書では49ページ、参考資料は120ページになります。</p> <p>本案は、みなくる館、図書館、大山将棋記念館について、令和2年度から指定管理者に管理を行わせるため、管理する施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び期間について地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。</p> <p>それでは、指定管理者が管理する対象施設、指定管理者の概要の説明については、参考資料の120ページをお開きください。</p> <p>おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について。</p> <p>(1) 対象施設については、みなくる館及び図書館、大山将棋記念館の3館となります。</p> <p>指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。あとは記載のとおりでございます。</p> <p>(2) 指定管理者の概要につきましては、団体名称としまして</p>

		<p>株式会社図書館流通センター、代表者名は代表取締役細川博史。 以下、記載のとおりです。</p> <p>(3) 番、指定管理者の選定経過、理由についてご説明します。 当該施設の指定管理者について公募したところ、2件の応募がありました。有識者等で構成するおいらせ町プロポーザル審査委員会（みなくる館等指定管理者）において、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。指定管理者候補者として選定した団体は、総受託館数が523館の図書館運営実績があり、豊富な実績に基づく施設の管理運営体制や、各施設の特性を生かした魅力的な主催事業及び自主事業の具体的な提案が評価されました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 8番、平野議員。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけ。 今の契約の期間は、最高5年以内というふうになっていますけれども、児童館にあっては5年。今のこの施設については3年間とありますけれども、5年間の期間があるのに3年間にしたのは、ちょっとこの前聞くの忘れたからちょっと確認します。</p>
答弁	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>5年契約ができるところをなぜ3年にしたかということのお尋ねかと思しますので、お答えをいたします。 みなくる館、それから図書館、大将館、これ性格が異なるサービスを行う施設になっておりますので、少し短い期間を最初は設定して、様子を見ながらいろいろ相談をしていってよりよいサービスができないかいろいろ探っていきたいということのために、まずは3年間を考えました。いろいろ指定管理者といろいろ改善するところがないかどうか確認した上で次の期間、5年間を考えているところで、ということでご理解いただければと思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ます。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>13番西館です。</p> <p>議案80号で質問してもよかったのだけれども、明らかに手数料が発生する議案第81号、みなくる館ということで、ここで質問させていただきます。</p> <p>120ページ、説明の中で読みましたところ、利用料金制を採用しております。利用料金制を採用したわけをまず聞きたいです。手数料でそのまま本来だったら町当局で集めてもいいところを、利用料金ということで私法債権ということで指定管理者が集めるというふうなことだと思いますけれども、その辺、町の判断の基準というか。そしてその入ったものはその収益は管理者のものでしょうか、それとも一旦町に帰属するのか、そこをお聞きしたいです。あと、もしこれが滞った場合などの徴収の仕方等なんかについて話してもらえればまたありがたいです。</p> <p>2つ目は、私企業なりでいろいろやれば契約書とかそういうのはあるわけですが、これについては協定ということで、協定書がつくられると。基本協定と年度協定ということで分けてつくられていると思います。その基本協定の中で、例えば事故とかそういうのがあった場合の損害賠償、あるいはそれを補填するための保険、そしてそれは例えば本来であれば個々の施設そのものの瑕疵に起因するところの賠償ということになれば国家賠償法、そして、いや、指定管理者の運営管理が悪いんだということになれば民法ということになるのかなと思いますけれども、その辺の記載がその協定書の中になされているかどうか、そこを2つ、まずお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>社会教育・体育課長</p>	<p>体育課長。</p> <p>西館議員の質問にお答えします。</p>

質疑	(松山公士君)	<p>まず1点目の利用料金制の採用のお話でございますが、なぜそれを採用したかということだと思います。指定管理者の収入にすることによって貸館の料金収入をふやそうとする意欲が増加することにより、利用者数の増加が期待できるのではないかということで、今回利用料金制を採用しまして、その収入としましては町に帰属するのではなくて、指定管理者のほうに入るという形になります。一切それが見込みの額よりも下回ったりまた上回ったりしても町側のほうでは補填もしないし、指定管理者のほうも返還もしないということで、指定管理者の純粋な収入となります。</p> <p>その徴収方法についてでございますが、そこについては今後ちょっともちろんそういった実績のある会社でございますので、そういったノウハウももちろんあるかと思えます。その点については協定書を今後締結するに当たりいろいろ打ち合わせをして確認していきたいと考えております。</p> <p>あと、協定書の中で、事故の部分ですね、の部分ですが、募集要項にもそういった部分は載せておりまして、町のほうの施設の部分で何か事故があつてけがをしたとかということになりますと、町のほうの保険には入っている形になりますので、町のほうの施設に不備があつたということであれば、町のほうでそこは保険のほうで対応するということになります。一方で、指定管理者のほうの運営管理上でもし不備があつた場合であれば指定管理者のほうでかける保険のほうで対応していただくということになりまして、その辺はもちろん協定書にきちんとうたっていききたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
	樽山副議長	13番。
	13番 (西館芳信君)	<p>13番西館です。</p> <p>今、答弁もう一回確認させていただきますけれども、収益は利用料金の収益は管理者のものにするということであれば、これは本来の管理、委託した管理料とはまた全く別で収入になると解しているのか、そこを1つ確認。</p> <p>それから、この利用料金は町で定めた使用料の限度を超えてはならないというふうな、たしかそういう決まりもあつたはずで</p>

<p>答弁</p>	<p>檀山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>けれども、目いっぱい設定していますか、それとも何割ぐらい安くしているふうな設定の仕方をしているのでしょうか。そこをお願いします。</p> <p>それから、協定書に関しては、保険2本立てでいくというふうな、管理者側と町が2本立てでいくというふうなことでいいということで、そこまた確認をお願いします。</p> <p>それから、これはまた3点目になるんですけども、指定管理者は明らかに言われているように、行政長として利用者側に対してこの協定書に定めてあるようなお互いの役割分担を果たしながら、行政庁としての意思を処分ということに、申請とかいろんなことがあって、それに対して答えるというふうに、行政庁として明らかに行為をするんですかということをして1つ。</p> <p>そしてそれが行政庁としてやるのであればいろんな意味で、例えば不測の事態等があった、申請等があったことに対してのいろんな、例えば申し立てを、申請なんかをだめだよ、不利益処分課するときの審査基準だとか、そういうふうなもろもろのものが行政手続上、それこそ私たちの町の条例にも定めてあります。そのとおりに手続条例とは離れてちゃんとそれを今の段階でお互いに納得して、それを定めてありますかどうか。定めているかどうか。その辺のところ。</p> <p>手続条例のほかにもいろんな条例の中でそういうふうにしてこれに対処して必要なところはもう準備ができていますか。それともする必要が一切ないというふうに町では判断していますか。そこをお聞かせください。</p> <p>社会体育課長。</p> <p>まず1点目の使用料の部分でございましたが、最初の質問がちょっと正確に把握できませんでしたが、使用料については今のいただいている使用料と同じ形で、町の条例、規則等にのっとってやってもらうということにしておりますので、指定管理者のほうでそれを下げるとか上げるとかいうことは基本ないという形で今考えております。</p> <p>あとは、2点目が、保険について。2点目の保険については、町のほうの保険と指定管理者のほうでかける保険ということで、</p>
-----------	---	--

		<p>2本立てということで考えているというか、そういうことになっております。</p> <p>あと、3点目の行政手続上の部分のお話でしたが、そういった部分を含めて協定書で細かく定める形になるというふうに認識しております。そういった今条例が町にあるかという、ちょっとないのかもしれないというふうなことで理解はしております。ただ、指定管理者に完全に全て任せるということではなくて、町で従来からやっている図書館協議会ということで委員がいます。年2回ほどやっていますが、そこでいろいろ事業計画ですとか、実績とかも含めてこちらの意向も指定管理者側にお伝えしている。いろいろやってもらうということが一つと、あとはそのクレーム等、もしそういう申し立てとかいろいろあった際も、随時指定管理者側からこちらのほうにこういうことがあったのでどうしましょうということが報告が上がりますので、そこで町としてどうかという部分についてはこちらのほうの意見を伝えて適正にやってもらうという形で、常にそういったクレーム等、苦情等問題があれば町側のほうに報告ということで、月、もちろん年ということで報告書も出してもらいますし、モニタリング調査というのも行っていて、随時指定管理がちゃんとやっているかどうかというのを監視していく制度になっておりますので、その辺は十分に今後、指定管理開始した際には十分にチェックしていきながら、サービスが本当に向上するような取り組みを指定管理してもらうように働きかけてチェックしていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番議員。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>私、一番最初に質問したのが、収益は管理者のものになるということだったので、それは全く最初から決められている管理料とは別な収入だということ。管理者側に渡るということでいいんですかという、その確認でした。</p> <p>最後答えていただければ。</p> <p>それから、協定書に関しては、一番大事なものですから、本来は私はここで議決を経るということが必要なことですので、自治</p>

	<p>法の中できちんと決められている。そうすると私はこの協定書も私たちに見せてもいいものではないかと、議会に提供していいものではないかというふうなことで、後の機会でもいいですから見せますよというふうなことで。そして、突き詰めてそれを町民にも公開するかどうかという、情報公開法ということじゃなくて、それ以外の方法で公開するかどうかということについて、お聞きしたいと思います。</p> <p>それから、行政庁として行政処分するのであれば、あればって使用許可とかいうようなもの、一番の何というか、行政行為の最たるものですから、それ等についてのいろんな利用者等の保護については、やっぱりこれはその解決法をちゃんとしなければならぬ。そのために行政手続条例がばっちりうたわれて、こういうことはちゃんと前もって決めておきなさい、決めて張っておきなさい、細かくうたわれているはずですよ。それに対して、このシダックスとかね、こういうところはいろんな実績があるわけですから、協定書の中に、それは何も盛り込まれてないんですが、私はそのほうが不自然だと思うんですけども、そこも確認をお願いします。</p> <p>それから、最後に、これが全部施行されて実際に運用されるということになれば職員が配置されるわけですけども、今までの業務委託と職員の体制は何ら変わりなくなるのかなというふうなことを確認したいと思います。それは業務委託であれば例えばその業務を委託した業者を通じて、そこに詳しい人とか、はっきり言えばかつて役場の職員であった人たちとか、働いているわけです。私はそれは別に非常に適職であればそれはそれでいいと思います。かえってそういうふうなことをできるのかということを知りたいんです。もうその指定管理者に主体的にやってもらうということであれば、何らそういうところは何というか思いのとおりにはいかないんだと、全くの公募でもってもう他市町村の人たちがばっと全部占めてしまうというふうな、そういうふうなおそれもないのではないかと、これをまず確認したいと。</p> <p>以上です。</p>	<p>教育長。</p>
--	--	-------------

樽山副議長

<p>答弁</p>	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>少し細かいところは課長のほうに任せますが、考え方として、まず今までの運営を大きく変えないということを考えております。ですから、例えば名称もこれからもおいらせ町立図書館、この名称はずっと使っていきます。そしてその運営のためのさまざまな協議会もそのまま存続をして、いろいろ町民あるいは利用者の意見を吸い上げるようなシステムはそのまま残していくこととなります。</p> <p>それから、運営そのものについても、職員が入れかわると運営できなくなるのが実態ですので、今までいる人の力も当然借りていかなきゃならない。ですから基本的には今働いている人に引き続き仕事をしてもらいたいというのが私たちの願いでありますので、そのことも指定管理者のほうに伝えて、指定管理者のほうもそここのところも了解をというか、理解をしているところであります。むしろしてもらわないと運営そのものが、いろんなものがやれなくなるということが実態ですので、図書館にしても王将館にしてもみなくなる館にしても。今いる人たちの力を借りていきたいというのが基本的にあることですので、ご理解いただければと思います。そのほかのところは課長から。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>協定書の公開のほうに関してはちょっと総務課のほうで答弁させていただきたいと思います。</p> <p>今回、これ議決されますと、今度これからの流れといたしましては、議員おっしゃるとおり、この協定書の締結に向けて業者さんと協議する形になります。このスケジュール的に言えば約1月から3月までを予定している、早ければもう12月から取りかかるような形になるかと思っておりますけれども。じゃあこの協定書自体をじゃあ公開するのか否かという形になりますけれども、今まで募集要項及びこの結果等については、議員の皆様にもいろいろご相談した上で進めてまいりました。最後の証として協定書というものが出てきますので、やはり協定書の内容は今までの流れからいって議員の皆様にもお知らせしたほうがいいのではないかなど考えております。ただ、出し方にとってみればちょっと時期的なもの、いつ締結ができるかという問題もございまして、ちょっと</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>締結できる、する前の形で公開、議員の皆様にご提示したほうがいいのかというのがちょっとこれから検討していきたいと思しますので、何らかの形でお知らせしたいと思ひます。</p> <p>以上になります。</p> <p>体育課長。</p> <p>それでは、まずは1点目の収益の部分の、収入の話の管理者の部分で、想定していたものかということでございますが、利用料金収入を指定管理者が収支計画書を提案書として出しているんですけども、一緒に。68万8,000円ということで、今までの実績も含めてそれぐらいは見込めるということで、それを見込んでさらに支出のほうは幾ら、人件費も含めてあるかということで出して、この分の差し引きして管理料、歳入から歳出を引いた指定管理料をもらえればやれるということで提案されていますので、その辺はもう前もって想定したものとしてやっております。ただ、自主事業というのが指定管理者の場合は、我々がやってほしい事業以外に行えますので、その辺の料金設定については指定管理者側のほうで必要な金額を徴収する形にはなります。</p> <p>それでは、3点目の使用許可等の関係です。先ほどの行政手続条例のお話をいただきましたが、あくまでも、うちのほうの条例等に基づいて使用料の徴収も行ってもらいますので、ただその収入は指定管理者のほうに入るわけなんですけど、例えば減免ですとか、そういったものももちろん今までどおりでございます。そういった部分で今までどおりこちらの条例のほうに準じてやっていただくということで、そういう申請書が来た場合にその団体等の種類を見て減免できる部分はするという流れになりますし、例えば興行的にやるということであればかなりの金額の使用料を徴収するということになりますので、指定管理が自由にそこを裁量権があるということではないということをご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>ほかに質疑ございますか。</p> <p>14番議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 4 番 (松林義光君)</p>	<p>1 点だけお伺いします。 全国将棋祭り、来年度検証したいという話ですけれども、これはこの株式会社図書館流通センターは、全国将棋祭りに関連があるのか。全くこの全国将棋祭りには関与しませんということなのか、お伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長  社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>体育課長。  松林議員の質問にお答えいたします。 全国将棋祭りについては、日本将棋連盟ですとか、岡山県の倉敷市ですとか、いろいろ将棋関係者とのやりとりがあって行われている事業でございまして、今回指定管理者の部分での業務としてどうかということで検討した結果、やはりそれは難しいのじゃないかということで、これは従来どおり町のほうで、社会教育・体育課のほうで行っていくものでございます。 一方でこの図書館流通センターさんは、全国にそういった図書館以外も含めて指定管理の実績がございまして、例えば将棋関連の施設もその市町村にあったりもする関係もあって、そういった部分で我がほうの大山将棋記念館をPRしてもらおうという提案もいっぱいございましたので、その辺は全国にPRできる部分があるのかなと期待しているところです。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長  1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>いいですか。(「はい」の声あり) ほかにございませんか。 1 2 番。  大山将棋記念館は、物品の販売もしているわけですが、在庫もあるわけですが、それは今後も物品の販売は提供し続けるものなのか。ただ、現在所有は町にあるわけですから、それを町のものを売って、売ったから自分の収入だというわけにはいかないでしょう。そのあたりはどのような協定になるのか。 それと、利用料が指定管理者に入るといってございしますが、大山将棋記念館には貴重なものがあります。そういうもろも</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>ろのものがあつての料金設定になっているやと思うのですが、その価値たるや、丸々利用料が指定管理者に入ると町で少しでもロイヤリティをとればいいんじゃないですか。大山将棋記念館の所有の貴重なものを、それを実際に見たりなんかしてそれで利用料を支払っているわけですから、全く町は何も要らないというふうなわけにはいかないのではないかと。そのあたりの見解というのはどのようになっているのか。ちょっと不安になったものですから、聞きます。</p> <p>体育課長。</p> <p>柏崎議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず1点目の物品販売でございます。確かに記念館のほうには扇子だとか、棋士のもので、そういったものを売っております。在庫もありまして、それを毎年足りない分は補充していると。町のほうでやっております、この点については、業者が今指定されればそこをどうしようかということは業者と協議していくこととしております。ただ、今考えているのはやはり町で管理してそれで売上げをふやしてどうだということもないのかなということで、従来どおり町で管理してただそれを扱ってもらうとか、売ってもらう、そのもらったお金についてはこちらがとりにいく形になるのか、もしくは指定管理者のほうでこの分をということで積極的にもっと売って収入ふやそうとかということの意欲があれば、その辺ちょっと協議して物品販売については協議した上で協定書に定めたいと考えております。</p> <p>2点目の貴重な本当に中戸さんから寄贈いただいた貴重な将棋関連の展示物がございしますが、今大山将棋記念館は昨年度から無料として料金はとっていない状況です。その分で29年度から30年度になったときに昨年度で1,200人ほどふえている状況もありまして、無料にした効果もあるのかなということもあります。ただ一方で、議員おっしゃるとおり貴重なものがそこにあるということで、そのロイヤリティ云々というのはちょっと今のところ考えておりませんが、それよりむしろセキュリティの部分でちょっといろいろ考えなきゃだめだな、今機械警備は入っておりますけれども、そういった部分できちんと管理しなきゃだめだ</p>
-----------	---	--

		<p>なという部分ではありますが、その使用料については、今無料ですが、その辺を今後どうするかということはまだ今何も考えておりませんが、確かに本当に貴重なものでお好きな人は見れば本当に誰もがすばらしいなと思うものかなと思っておりまして、その辺は今後ちょっとその使用料どうするかという部分については今後また検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>12番議員。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>利用料のほうは理解いたしました。ただ、物品の販売については、今後続けるものなのか、まだそこのところも協定書の中に盛り込んでいかなければいけないということですが、実は私大山将棋記念館の監事やっているものですからね、いろいろ調べねばならないのですよ、うん。なとところで、どうなるもんだべかなと思っていました。で、くれぐれも町がそういう物品の面でマイナスを負うことなく協定を結んでいただけるよう切に希望します。答弁は要りません。</p>
討論	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め……。〔賛成の討論よろしいですか〕の声あり 賛成の討論、はい。13番、西館議員。</p> <p>町政運営においてやったことのないことをやるということは、試行錯誤の連続だというふうに思います。大変なことでありますけれども、職員の皆さんには大いに頑張ってもらいたいというふうな思いでいっぱいです。</p> <p>ただ、話していくうちに、柏崎議員言いましたけれども、この利用料、特にみなくる館からの利用料であれば、68万、70万</p>

		<p>ぐらいのお金が入るのであれば、これはやっぱり町の、最終的には町に帰属させて将棋祭りでもあるいはみなくる館の運営に使うというふうなことが例えば将棋のいろんな文化財的なものを提供してくださっている人に対する尊敬の念を町が払うというふうな意味でも、非常に有効だというふうに柏崎議員の話を聞いて思いました。</p> <p>それから、もう一つは、やっぱり町の機関として、行政庁となって、町の意味を利用者に対して示すということにはいろんな間違い、誤解がつきものだ。そうなるといういろんな意味でやっぱり不服申し立てがあったり審査請求があったり、そういうことするわけですけども、そういうことに対しての心の準備というか認識ができていないな、答弁の中でそういうふうに思いました。みなくる館だけでなく、これから指定管理というこの制度を運用するに当たっては、ほかにもたくさんあると思います。個人情報、実質民間の人がそういうふうに公の業務に挟まってくるということになりますと、個人情報とかいろいろな面でまだまだ補足しなければならぬことがあると思いますので、その辺のところを大いに職員の皆さんにまた勉強していただいて頑張ってくださいという思いで賛成の討論をいたしました。</p>
<p>檜山副議長 (議員席)</p>		<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山副議長 (議員席)</p>		<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第81号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山副議長</p>		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>檜山副議長</p>		<p>昼食のため、1時30分まで休憩します。13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後0時03分)</p>
<p>檜山副議長</p>		<p>それでは、全員そろいましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時28分)</p>

当局の説明	檜山副議長	<p>日程第11、議案第82号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、議案第82号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の50ページ、51ページをごらんください。</p> <p>新旧対照表は121ページになります。</p> <p>本案は、構成する団体である三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため、提案するものであります。</p> <p>改正内容は、組合規約別表より三戸郡福祉事務組合を削除するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長  (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長  (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長  (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第82号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

当局の説明	檜山副議長	<p>日程第12、議案第83号、十和田地区環境整備事務組合格約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境課長補佐。</p>
	環境保健課長補佐 (川口嘉大君)	<p>それでは、議案第83号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の52ページ、53ページをごらん願います。</p> <p>本案は、当該事務組合の監査委員について、監査制度の独立性、それから専門性の強化を図るべく、組合議会議員から選任していたものを識見を有する者からの選任に変えるため、当該組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき提案するものであります。</p> <p>具体的には、昨年4月1日施行の地方自治法改正により、議会選出監査委員の規定が緩和されたことを踏まえまして、当該組合において監査委員の選任方法を改めるもので、組合を構成する全ての市町村において同様の手続を同時に行うものであります。</p> <p>122ページをごらん願います。新旧対照表であります。</p> <p>規約の第11条第2項の規定であります。現行では監査委員2人のうち1人は組合議員の選任、もう一人は、十和田市監査委員で、識見を有する者となっております。今回の改正案では、1人は十和田市代表監査委員、もう一人は識見を有する者で、組合議会の同意を得て選任するものに改めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
檜山副議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>	
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
檜山副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>これから議案第83号について採決いたします。          本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">**なしの声**</span></p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長          (岡本啓一君)</p>	<p>日程第13、議案第84号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。          当局の説明を求めます。          財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第84号についてご説明いたします。          議案書は54ページから57ページになります。          本案は、規定予算の総額に6,850万2,000円を追加し、予算の総額を99億4,775万5,000円とするものです。          58ページをごらんください。          第2表繰越明許費は、百石第4分団拠点施設建替事業につきまして、入札を公告するに当たり、適切な工期を確保する必要から繰越明許費の設定を行うものです。          59ページをごらんください。          第3表債務負担行為補正は、児童館指定管理運営費及びみなくる館等指定管理運営費について、将来にわたり町が債務を負担するため設定するものです。          60ページをごらんください。          第4表地方債補正は、百石漁港改修事業外2件の事業について、限度額を変更するものです。          それでは、歳入、歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の一般会計補正予算(第3号)に関する説明書をご用意ください。          まず、歳出の主な内容からご説明いたします。こちらの9ページをごらんください。          2款1項1目一般管理費の13節新庁舎建設基本計画策定業務委託料748万2,000円の減額は、新庁舎建設を立ちどまって検討することとしたため、配当予算を全額取り下げるものです。</p>

	<p>10ページをごらんください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の14節バス借り上げ料246万4,000円の増額は、町借り上げバスの利用見込みの精査により計上するものです。</p> <p>次に、2款2項1目企画総務費の25節ふるさと応援寄附基金積立金230万円の増額は、申請見込みの精査により計上するものです。</p> <p>11ページに移ります。2款2項5目定住促進対策費の19節定住促進助成金1,000万円の増額は、申請見込みの精査により計上するものです。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>2款3項1目税務総務費の18節機械器具費246万4,000円の追加は、個人情報保護の観点から住民税特別徴収税額通知を圧着処理する圧着機を購入するため計上するものです。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の20節乳幼児医療給付費594万1,000円の減額及びこども医療助成費744万8,000円の増額は、所要額の精査により計上するものです。</p> <p>3款2項2目児童措置費の20節児童手当797万5,000円の増額は、支給見込み額の精査により及び子どものための教育・保育給付費5,822万4,000円の増額は、幼児教育・保育無償化に伴う給付見込みの精査によりそれぞれ計上するものです。</p> <p>次に、15ページに記載が移りますが、同じ20節の子育てのための施設等利用給付費260万4,000円の追加は、新制度未移行幼稚園に対する幼保無償化に伴う給付費として及び第3子副食費給付費207万9,000円の追加は、第3子の副食費を町独自に無償化するための経費としてそれぞれ計上するものです。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>4款1項4目母子保健対策費の13節健康管理システム改修委託料695万円の追加は、健康管理システムに母子保健情報の追加とマイナンバー対応に係る改修を行うため計上するものです。</p> <p>4款2項1目清掃総務費の19節浄化槽設置整備費補助金6</p>
--	---

	<p>52万9,000円の増額は、申請見込みの精査により計上するものです。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>6款3項2目漁港整備費の19節漁港施設機能強化事業費負担金526万9,000円の増額及び漁港施設機能保全事業費負担金312万4,000円の減額は、県営事業であります百石漁港整備工事の設計変更に伴い計上するものです。</p> <p>7款1項4目観光施設費の13節自由の女神像点検業務委託料111万3,000円の追加は、いちょう公園内に設置されており自由の女神像について、平成2年の設置後相当年数が経過していることから、老朽度調査を行うため計上するものです。</p> <p>19ページに移ります。</p> <p>8款2項1目道路橋りょう維持費13節舗装点検業務委託料398万円の減額及び2目道路橋りょう新設改良費15節町道舗装補修工事費（補助）3,654万5,000円の減額は、国庫補助金の交付決定に伴い計上するものです。</p> <p>3目除雪対策費18節除雪用車両購入費1,304万円の減額は、競争入札により不用額が生じたため計上するものです。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>9款1項1目非常備消防費15節防火水槽撤去工事費174万円の増額は、一川目地区の廃止済み防火水槽について、私有地から撤去するため計上するものです。</p> <p>21ページに移ります。</p> <p>19節八戸地域広域市町村圏事務組合消防費負担金753万1,000円の減額は、負担金額の確定に伴い計上するものです。</p> <p>9款1項2目消防施設費15節百石第4分団拠点施設建替工事費290万2,000円の増額は、設計見直しに伴い計上するものです。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>10款2項1目学校管理費11節修繕料209万2,000円の増額は、木ノ下小学校排水ポンプ制御盤ほか町内小学校における設備や備品の修繕を行うため計上するものです。</p> <p>23ページに移ります。</p> <p>10款4項3目みなくる館費15節みなくる館ホール音響設備更新工事費700万円の追加は、みなくる館ホール音響設備に</p>
--	--

		<p>つきまして老朽化のため故障箇所も多く使用に支障を来していることから、設備一式を更新するため計上するものです。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>12款1項2目利子23節町債償還利子366万5,000円の減額は、5年ごとの利率見直しに伴い計上するものです。</p> <p>このほか各課にわたって計上しております人件費の補正は、先ほど議案第75号から77号にて審議していただきました3つの給与条例の改正に伴うものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻ります。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>11款1項1目地方交付税の震災復興特別交付税2,144万7,000円の増額は、交付決定を受け計上するものです。</p> <p>15款1項1目民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付交付金5,531万2,000円の増額は、歳出の民生費における幼保無償化に伴う施設給付費の国庫負担分として計上するものです。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>15款2項4目土木費国庫補助金の町道舗装補修事業費補助金1,845万5,000円の減額は、国庫補助金の交付決定を受け計上するものです。</p> <p>16款1項1目民生費県負担金の子どものための教育・保育給付費等負担金1,507万7,000円の増額は、歳出の民生費における幼保無償化に伴う施設給付費の県負担分として計上するものです。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>22款1項2目土木債の町道舗装補修事業債1,630万円の減額は、歳出の土木費における起債対象事業費の減額によるものです。</p> <p>歳入、歳出の主な内容は以上になります。</p> <p>そして、ページが後ろのほうに飛びます。27ページから30ページまでをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映させたものです。</p> <p>次に、31ページ、32ページをごらんください。</p>
--	--	---

		<p>債務負担に関する調書は、新たに債務負担行為を設定する2つの事項、児童館指定管理運営費及びみなくる館等指定管理運営費について追加するものです。</p> <p>33ページ、34ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、歳入の町債及び歳出の公債費補正に伴いその内容を反映させたものです。また、35ページから39ページにわたる補正予算主な内容につきましては、審議に当たっての参考資料としてただいま説明したものを含め、主要なものについて説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款について質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第3号）に関する説明書3ページから7ページになります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、何ページの何の件について、または何ページの何款何費についてのように、議題に沿って発言をし、質疑の要旨を明確にしてください。お願いいたします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>13番西館です。（「はい、西館議員」の声あり）</p> <p>1点お願いします。</p> <p>5ページ、18款寄附金の中に、230万ふるさと応援寄附金というふうに計上されておりますが、これは単に見込みより230万多かったということで計上し直したというふうな解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>それから、2点目は、今まで自分でも質問しましたふるさと応援寄附金が幾らぐらい集まっているのかというふうなことを聞きましたけれども、よくよく考えてみたら、収入のほうばかり考えて、例えば本来であれば町民が私たちの町に納めるのが減免されるというふうなことでマイナス面もありました。それを全然今まで聞かないで来たんですね。その収支を考えると、私たちここ</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	

		<p>2年でも3年でもいいです、ことしだけでもいいです。入る分は幾ら入ってそして本来我が町に町民が納めていればこれぐらい納まったというのがあるわけですがけれども、その帳尻ですね、ほかのほうさ行ってしまったのと合わせたらプラスマイナスどれぐらいになるか、参考にお聞きしたいです。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>推進課長。</p> <p>それでは、議員にお答えいたします。 ふるさと納税について2件ほどご質問いただきました。 まず1点目、今回の増額の理由でございますが、当初予算で見込んだよりふえてございます。10月末で閉めた時点で昨年度に比べて1.2倍の伸びになってございますので、それを見通して今回増額を補正したものでございます。 それから2点目、実際の入る分と出る分と相殺した、実際のどれぐらい黒字かどうかというあたりのご質問かと思っております。平成30年度の実績でお答えしたいと思っております。平成30年度ふるさと納税の寄附額は1,527万6,000円でございます。それに対して、今度出る分でございますが、当然寄附された方々に返礼品、お礼品等をお出しすることになりますので、その分に約670万円ほどかかってございます。それからもう一つ、出ていくものがあります。これは先ほど議員おっしゃった流出財源でございます。町民が町外へふるさと納税した場合、その分が町のほうから町民税がどんどん減ることになります。その額が約824万ほどございます。それらを相殺いたしますと、実質の黒字は31万1,000円ほどということになります。これは30年度の実績でございます。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長  13番 (西館芳信君)</p>	<p>西館議員。</p> <p>13番西館です。 1.2倍当初予算より上回っている見込みだということで、皆さん非常に努力されてそういう方向だということ、非常に喜ばしいことだと思います。ただ、今皆さん恐らく聞いて帳尻は31万</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>と。え、31万、わったわったやって31万しかということで聞いた議員の皆さんはびっくりしたと思います。この31万というのは、失われた本来入るべき額の75%、地方交付税でもらっているはずですよ。助成金として。本来であれば入る、31万の帳尻だとややかわいそうな数字になってしまうし、政府のほうでは、国のほうでは本来失われる分の75%を補助しているはずじゃないですか。それを入れるとこの31万という数字にはならないはずなんだけれども、もっともっと多くなるはずなんだけれども、そこはどうですかということと、それから納めてくれる人たち、こういうふうなことに使ってください、教育分野に使ってください、奨学金に使ってください、それこそ企業産業振興のために使ってくださいというふうに、用途をちゃんと明確にして出してくる人たちが私がこれにちょこっとこの書類見たとき、大概はこういうふうに指定してきているなというふうに思ったのですが、実際そのとおり振り分けられていますか。振り分けられている現状をちょっと知らせてもらえればなと思います。</p> <p>以上、2点追加です。</p> <p>推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ふるさと納税する際の用途とそれから実際それがきちんと振り分けられているかどうかのところについて、お答えいたします。</p> <p>30年度の実績でいいますと、用途として指定されるものに人材育成、これには学校図書の購入であったり、奨学資金に充てるもの、それから大きく2つ目が自然環境の保全、大きい3つ目がコミュニティ活動の推進、4つ目、おいらせブランドの普及推進、大きい5つ目が特に指定なし。大きく分けて5つの用途がございます。これに応じてそれぞれ寄附する方が申し出ることになってございます。30年度の実績でいいますと、大きい柱、人材育成の中には学校図書と奨学資金があります。実績でいいますと学校図書の分は165万円、奨学金のほうは168万円。大きい柱の2つ目、自然環境の保全は257万7,000円。おいらせブランドのほうは100万円。特に指定なしはそれ以外で800万</p>
-----------	--	---

		<p>よつとということになります。これらについて、それぞれ翌年度の事業に充当することになりますが、30年度までふるさと納税していただいたものを次年度の事業のほうに充てることとなります。事業に充てる際は、財政担当課と協議しながらこれこれの事業にあてるということで、相談しながら充当してございます。あくまでも過年度までたまった分を充てることとなります。30年度の充当の実績でいいますと、学校図書のほうには、失礼いたしました、学校図書のほうには165万円、自然環境の保全の分野では資源集団回収事業奨励金として257万7,000円、おいらせブランドの関係では100万円、その他のほうでは10万円、それから、ああ済みません、260万円、それから奨学資金のほうはそのまま奨学資金会計のほうに流すなど、その指定に応じてそれぞれ事業充当している状態でございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長</p>	<p>財政管財課長。</p>
答弁	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>1点目のご質問、ふるさと応援寄附金の地方交付税に及ぼす影響についてのご確認だったと思いますが、よろしかったでしょうか。</p>
質疑	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>国からの補助金です。75%というはっきりとした割合で決められていることについての皆さんの認識です。</p>
答弁	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>ちょっとお答えします。</p> <p>ちょっと今手持ちの資料がないのであれですけれども、制度として全国展開しているものですから、当然交付税の需要もしくは基準財政収入額として何らかの措置はされているかと思いますが、ただどのような金額で見ているのかとかという詳細につきましてはちょっと確認が必要かと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>13番議員。</p>
質疑	<p>13番</p>	<p>13番西館です。</p>

質疑	(西館芳信君)	<p>1つのほうの用途につきましては理解できました。そういうふうなことでちゃんと神経を使って振り分けられて、納税者の意図に意思に沿っているということはわかりました。2回目のほうは、ちょっと答弁としてはちょっと足りない部分はあったのだけれども、私としては目的は達しました。なぜかという、そういうふうにして交付税の中で補填されているということがあったとしても、地方交付税だから幾ら、本当に75%もらっているのか、幾らかもらっているのか、私たちとしては町としてはぜんぜんピンとこないというのが現状でないのかというのが私聞いていたんです。そうすると、答弁からして当然そういうところまでいかなくても全くそういうことを認識するまで至っていないから、交付税の中で本当に払われているのかどうか、現実は何ら感じていないというふうなのが現状だということがわかりました。私の記憶では、この75%が払われるというのは、前にこの制度が始まったばかりの東京都の石原慎太郎知事がほかのほうはそういうふうには損しても75%ちゃんと返ってくるじゃないかと。地方交付税の不交付団体である東京都は一銭もとれないということで、大きい都市、豊かな都市が怒ったのはそこなんです。だから確実にもらっていると思いますので、そこをもう一回検証していただいて、そして本当に31万と町民に報告したほうがいいのか、それを含めていやいや実際は国からも出ているし、帳尻はこうだよとっと大きい額で安心させてやるのがいいか、ちょっと研究してみていただければというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
	樽山副議長	<p>答弁は。「いいです」の声あり) いいですか。</p> <p>じゃあ、8番、平野議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番、平野です。</p> <p>それでは、3ページの災害復興特別交付税が交付決定によって今補正に2,140万7,000円になっていますけれども、災害復興というのはもうずっと前に決定されて、なぜ今の時期なのか。もっと早く交付になってもいいんじゃないかと思うんですけども、それによって町の財政運営にも大分いい影響を与えようと思うのですが、なぜ今12月の補正までに交付決定がおくれてい</p>

		<p>るのか、そこを1点。</p> <p>それから、4ページのところで、国庫支出金の土木費のところの、町道舗装の補助金が1,845万5,000円減額になっています。これは申請額がこれ以上の額で減額になったのか、相対的な部分がわかりませんので、ここをお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>それからもう1点、6ページの繰入金の基金繰入のところの財政調整基金の繰り入れですけれども、今297万7,000円が減額になっています。この財政調整基金の管理の方法について。誰が管理しているのか、町長管理になっているのか、会計管理者が管理しているのか、これをまずお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、この繰り入れ、繰り戻しをするその事務処理については、財政が担当が自由にできるのか、このどういうふうな形でこの基金の取り崩し、戻し入れをどういうふうな形でやっているのか、2点目。</p> <p>それからもう一つはですね、この財政調整基金について、先般住民説明会の添付資料の中に、用語の説明がありました。財政調整基金、支出額が収入額を超える場合に不足分を補填するための唯一の基金。この基金が枯渇した場合、通常の行政サービスが提供できなくなる可能性が飛躍的に高まりますと、こういうふうに書いてありますけれども、基金はそれぞれの目的を持って積み立てられているはずなんですけれども、これですとちょっと私が理解している基金の趣旨とは大きくかけ離れているなということで、私は基金について、財政調整基金について調べてみたら、年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足を生じた年度に活用する。これ、財政法で規定されているという。この違いは何でしょうか。理解の仕方が私は相当開きがある。勝手に解釈しているんじゃないかというふうな思いがあります。この点についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずは、震災復興特別交付税のことについて、ご説明いたしま</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	

		<p>す。</p> <p>震災復興特別交付税は、例年この9月の下旬に国から交付決定をされてくるものです。この震災復興、なぜ今かといいますと、その年度の対象事業費の状況とかを国が財政需要を把握して交付決定を行うという作業工程を経るために今の時期に例年なっております。まずその震災復興特別交付税については以上です。</p> <p>そして、財政調整基金について何点かご質問がございました。一つには誰が管理して誰が決めるのかというご質問かと思えます。管理は財政管財課のほうで残高等見ながらその運用等について起案をしているところですが、最終的に誰が決めるかといいますと、決裁権があるのは町長にあります。したがって誰が決めるかというご質問に対しては町長ということでお答えさせていただきます。</p> <p>そして財政調整基金の目的はという部分で議員がお調べになったところを示しつつ認識をただすご質問があったかと思えます。確かに財政調整基金については年度間の均衡を調整するために設けられているものであって、まさしくそのために当町の財政調整基金も全国の地方自治体と同様に設置されているものでございます。したがって不測の事態に備えまして、特に大きな事業がないときには積み立てを行わなければなりません。基金の繰り入れでなくて逆に積み立てする方向でなければなりません。ですが、今実態としましては先般財政状況についてご説明したとおり、今のところ特に大きな事業がなくても取り崩しせざるを得ないようなちょっと状況になっていまして、年度間の均衡を埋めるに当たってはちょっと今のところはちょっと基金の役割を果たせないのではないかなという状況にあります。年度間の均衡を調整するという目的を果たすためには、年度間のその年度の予算の不足が生じた場合には繰り入れをして、いわゆる取り崩しですね、余剰が生じるときには積み立てをするという運用をしなければならないというのは重々認識しておるところですが、実際のところ現在のところ、12月補正後の残高見込みについては、繰り入れ見込みにつきましては、補正で今297万7,000円戻すところなんです、当初予算5億2,000万取り崩し、その後の補正の状況を勘案しても現在のところ3億7,000万円の取り崩しの見込みというような状況になっております。</p>
--	--	--

	<p>檀山副議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、4ページの15款2項4目土木費国庫補助金の町道舗装補修事業費補助金の減額分についての説明をいたします。この減額につきましては、当初予算要求におきまして新年度要求に当たりまして社会資本整備総合交付金というものを要望額で予算を計上しております。その中身としましては、下前田2号線の舗装補修ほか青葉線のカラー舗装、あとは舗装点検、橋りょう修繕調査という中身で申請しております。そのうちの町道舗装補修につきましては、下前田2号線を今年度で完了する予定として事業申請しておりましたが、4月になりまして内示が出ましたが、その中で当初6,300万の予定のものが2,500万ほどしか事業費がつかなくなったというふうなことで、今回の減額補正となったものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檀山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番議員。</p> <p>今、3ページの災害特別交付金については、算定時期が9月下旬というふうなことで了解をいたしました。</p> <p>それから、4ページの町道舗装の補助金についても、6,300万の事業が2,500万に。これ、減額になった理由というのがちょっと聞けなかったんですけども、何かその状況がどういうふうに変わって減額になったのか、そこ減額理由だけちょっともう一回お願いします。</p> <p>それと、6ページの財政調整基金の繰り入れの関係ですけども、一番の財政の今危機を迎えているのは、こういうふうな財政の運営をしたから財政的に非常に苦しくなっているわけですよ。この基金を自由に予算が足りないから取り崩しをして、予算をつくる。なくなるの当たり前ですよ。これ一般財源的な形でやっているんですけども、やはり基金の1つずつ減債基金でも育英基金でも皆目的があってそのために積み立てをしているわけですから、町の金がなくなったから簡単に取り崩して予算に充当する</p>

		<p>というふうな、これまでの財政運営の基本というのが間違っていたのじゃないですか。ないものはないで、ちゃんと100しか収入なかったら100の中で予算つくればいいと思いますよ。それを110になったものを、10を自由に使える金というのは、私はちょっとこれは大きな間違いだと、前の収入役制度があるときは収入役が管理して金を出せませんでしたよ。金を、予算をつけるものが管理をしてやったら、勝手にもう自由に使えるわけでしょう。このままこういうふうな方法、手法が大体に私はね、町の財政が危機を迎えた一番の要因だと思いますよ。なかったらそれでやりくりするというふうな算段が全然ないんじゃないですか。町長、どう思います。これがあるから大変だと思いますよ。これを取り崩しを原則しないで予算を組むというふうな基本的な考えをきちんと持ってもらいたいと思いますよ。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ですから、前々から、前任のときからそういう考えでございましたけれども、なかなかそうっていない状況になって、昨年就任してから調べてもらったり報告を受けた結果がこういう状況になって、しかしながら町民の要望が多々あるもので、なかなかそれを嫌とは言えず、窮余の策として補助金の10%はカットしているんですけれども、それとてもう新年度からはそれもことしそのままいかなければならない。いや、削られたほう、あるいは要望するほうはどこまでも要望したいと思うし、それは心情だと思いますけれども、やはり前々から言っているとおり我慢するところは我慢していかないと今平野議員がご指摘のようなことは延々と続くし、減っていく可能性は十分あると思うので、これからも皆さんもそうですけれども、要望はできるだけ我慢しようというふうな、町がちょっと苦しいからという部分でご指導くだされば大変ありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>平野議員の4ページの補助金の減額の理由についてご説明い</p>

質疑	(西館道幸君)	<p>たします。</p> <p>当初予算で要求した分で、4月に内示が出るわけなんです、その時点で県のほうから交付金につきましては各市町村に配分になる事業になっています。その中で当町としては下前田2号線を完了させたいという思いでございましたけれども、その分につきましては事業費がつかないということになって、そのかわりというわけではないんですが、除雪ドーザについて予算措置ができるよというふうなことで、そちらのほうに配分が回った形で、トータル的には減額になっていますけれども、事業費的にはそちらのほうに回ったというような補助金の内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>8番議員、もう一回あると思いますが。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>わかりました。4ページについては減らされたけれども、ほかのほうで復活をしているんだというふうなことで理解をしました。</p> <p>町長は非常に苦しい部分で答弁していると思いますけれども、いや私が言うのはね、何も要望とかそういうふうなものに出せば大変だ、答えねばないというふうなことでですけども、それはひとつ優先順位とかそういうふうなのをつけて整理してやればいいと思いますし、ただ財政担当者、それから財政担当課、この部分についての基本的な考え方というのは町長がちゃんと示さなければだめだと思うんですよ。5億の当初予算で繰り入れを計上する、5億を削れないのかという、逆に私から言ったら。予算をとらなければいいわけですから。やっぱりそういうふうなものをね、ちゃんと財政担当課が町長に迷惑をかけないような一つの方法、手段をね、考えてもいいんじゃないですか。もう何年も同じような方法でばかり財政運営してきているわけですから。ひとつアイデアとか県のほうから聞いてみるとか、いろんな方法を得てやってみたらどうです。私はぜひもうそろそろこういうふうな財政運営の仕組みを変えていくべきだと私は思いますよ。それを提案しておきます。</p>
檜山副議長	<p>町長。</p>	

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>平野議員のご意見ももつともでありますし、また議員の方々そして町民の方々にもそういう意見があるし、本質はそうだよという部分でご理解できるように努力しながら、しかし新年度はもう今提案されたのに反論するようですけれども、それを崩さないやあっていけないような状況になっておりますので、その辺もご理解いただきたいな、猶予期間ほしいなということで答弁いたします。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出1款議会費から6款農林水産業費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書9ページから18ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>私は、総務費に絡んで質問させていただきます。総務費の一般管理費。</p> <p>先般この町のほうから、新年を祝う会を見送るというふうなことの文書が入っていました。今までは町と商工会が主催して開催をして、それ、町のいろんな方々が一堂に会して年の初めを祝い、それから町の将来の景気をつける意味で集まってやったわけです。これがね、なぜこうなったのかというふうなとまず所管課の総務課のほうから確認をしたいと思います。ちょっと私、びっくりしたのでね。</p> <p>それから、この総務管理費の中で、前に説明があった、会計任用職員、人権費の部分についてお伺いしますけれども、会計年度任用職員制度についてはこれまでの臨時職員がそのまま移行していくのか、また退職者もこういうふうな形で来年度は該当になるのか。どういうふうな形が今の働き方改革によって任用職員、それから3段階になったと思いますけれども、その中身について、退職者のしている希望する人があれば再雇用してそれに充て</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>るのか、この辺についても教えていただきたいと思います。まずそこ1点だけ。(「ちょっとこれ、何ページの何款」の声あり)</p> <p>総務費。何款って。(「2款の総務のところですか」の声あり)</p> <p>はい。一般管理費。(「はい」の声あり)</p> <p>総務課長。</p> <p>まず一番最初、まず会計年度職員のほうでお話いたします。臨時の今職員の方がそのまま移行するのかわというお話になりますけれども、とりあえずこちらのほうとしてみれば、試験等が必要になるということで、面接試験を考えて、必要人数の分をその過程を経て採用したいと考えております。あと、退職した方というのは多分再任用のお話かと思っておりますけれども、再任用職員、退職する職員に関しては希望を募っておりますので、引き続き仕事をしたいという方は再任用としてこちらのほうで再任用という形で働いていただくという形になります。</p> <p>あとそれから、急にお手紙を出してしまいまして、各諸団体にはちょっとびっくりするようなお知らせになったかもしれませんが、新年度を祝う会に関してみれば、お手紙の中のほうにも書かれておりますけれども、貴重なお時間をいただいていることを鑑みて今の2年の1月から取りやめをするということにいたしました。こちらのほうは町と商工会と一応お話をして決定した事項になります。その背景にありますけれども、一番の背景になるものは、まず職員として働いている部分ということで、中身を今の事務事業の精査の中で調べさせていただきました。現在、年末年始にかけて職員がまず194時間ほど働いていると。この分が軽減になるのではないかとということで今回上げていただきましたが、それによって間接コストとして28万4,000円ほどの減額が見込められるということで、最終的な内容といたしましては今の1月から実施を取りやめるということで商工会と協議をしてくれという形になりましたので、こちらのほうで協議をいたしました。実質的にはもう少しお知らせする期間があればよろしかったんですけども、ちょっと事務事業の見直しとあと新年を祝う会の期間的な差が余りなかったので急なお知らせとして各諸団体のほうに関係課を通じてお伝えした部分もございま</p>
-----------	--------------------------------------	---

質疑		<p>す。何とぞそういうふうなことで今回からちょっと貴重なお時間をいただくということもあるので、こちらのほうでは今後行わないという方向性で進めていただきたいと思いますので、何とかご理解のほどお願いしたいと思います。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今の面接試験では臨時職員がなるのと、それから再任用についてはこれとは別枠だというふうなことで、例えば再任用がこれに応募するということはできないということですか。ここを1つ。再任用はあくまでも再任用で枠で希望者を募れば対応していくというふうなことで、会計年度任用職員には採用しないという形なのか、もう一回そこ、確認しておきたいと思います。</p> <p>それから、今の新年を祝う会、これまではそれが当然の流れというふうなことで議員を初め各団体、官公庁、町が一堂に集まって開催してきているわけですが、それが町内の事務事業の見直しとかそういうふうなので商工会と協議して取りやめというふうなのはね、私は町長のその判断を疑いますよ。商工会が簡単に言えばですよ、町の補助団体ですよ。町から補助金をもらって活動しているんじゃないですか。町の1年、年始めの事業に対してですよ、協力できないとかそういうのっていうの考えられますか、町長。私だったらね、町長一人でも受け付けしてやるぐらいの意気込みで対応してほしいなという。職員だってね、私は本当にこれでいいんですか。ここに管理職並んでいますけれども、年始めにいろんな財界、さまざまな人方と交流する、行政との距離が一番詰まる、年始めじゃないですか。一番肝心なところがね、金も財政的な非常に厳しいというふうなのは言っているからこそなおさらこういうふうな機会というのは大事にしないとだめだと思いますよ。全くもってもう私はびっくりしましたよ。町長の心境を私は聞きたい。本当にこれでいいというふうな思いだったらそれでもいいし。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>町長。</p>	

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>大変、平野議員は厳しいことばかり、褒めることはない。追及ばかりしているんですけれども、我々も苦渋の決断として内部で検討し商工会と相談して決めさせてもらっているということもご理解いただきたい。なぜかといいますと、例年100……。(「300。出席、参加者。100名。」の声あり)100名ぐらいです。そして、役場の職員の人が十四、五名、20名近く、関係機関が行っています。商工会、五百何名会員があるといいますけれども、余り出席してくれません。そしてまた議員の方々も16名全員出席しているかという、なかなかそう全員そろってもらえないしね、果たしてそこから言って平野議員がおっしゃる、私を攻撃するような考えでいかれても私もちょっと困るところもありまして、強制的にお願いできるのであればいいんですけども、なかなかそれ、お願いもできないし、自主的に参加だと思います。我々の思いとすればね。そういう部分で、やはり町をまとめろと言って、あんた一人で事務局受け付けせいで、こう、それは仮の提案だと思い、本気では言っていないと思いますけれども、ただそういう思いはあるけれども、やはり働き方改革でよく職員を余り稼がせるな、厳しく言うなっていう、議員の中にもご意見もあります。そういう部分で時間外あるいは休みとらないで働けというのも果たしてどうかな。時代の流れでしょうがないのかなという判断に至ってこういうふうに決定させてもらったと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>樽山副議長  総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>再任用職員のほうについてお答えいたします。</p> <p>再任用職員でございますので、町の職員という形になっておりまして、職名も主任主査になっております。ただし、時間に関して見れば一般の事務職は短時間ということで6時間勤務、フルタイムは1人、運転技能員でございますので、そちらのほうはいろいろな、除雪及び道路整備等がございますので、フルタイムという形の採用をさせていただいております。</p> <p>以上になります。</p>

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>町長、私の言っていることは、町長案じて言っているわけで。別に、町長にね、そういうふうな文句つけているわけじゃないですよ。一番のトップが決断したのが町民に伝わるわけですよ、ねえ。本当にそういうふうなことから言ったらね、成田町長のときなくなっただって、死ぬまで言いますよ、皆。やっぱりそういうふうなものはね、町のトップとして確かに職員のこと考えなければなりませんけれども、多分県内40市町村のうち開催しないところはおいらせ町だけになるんじゃないですか。それも一つの歴史だというふうなのであれば私は何も言いません。</p> <p>以上です。(「14番」の声あり)</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>温かい励ましの言葉ありがとうございます。ただ、県内で40市町村って言えば、私ある首長さんたちと情報交換しました。前は新年互礼会というのでやったけれども、もう何年前だろう、うちの町ではそんなのないよというところもあります。ですから、39以下だと思います。そういうこともわかっておいてください。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林議員。</p> <p>関連で、申しわけございませんけれども。</p> <p>今、新年を祝う会の、今、平野議員が質問しております。恐らく町長は苦渋の決断をしたと思います。確かに新年を祝う会、今ここにいる町長以下、課長方さん方は全員出席であります。鮭まつり2日間、総動員で頑張っております。加えて将棋祭りも2日間、頑張っていると思います。ご労苦に対しまして敬意を表したいと思います。ただ言いたいことは、中止するにしても余りにもただはがきをよこして中止しますよと。一応歴史があるんですよ。もう長年、新年早々新年を祝う会行いますよと、こういうことになっているんです。ですからもう少し心を通うような姿勢でやってもらいたい。はがき一本でなくて、全員協議会もあったで</p>

		<p>しょう。時間がないというけれども、こういうことで今回は取りやめたいということを伝えてほしい。物事を決めるにはやっぱり順序があると思いますので、そのことを強く要望しておきたいと思います。</p> <p>そこでもう1点は、11ページの総務費の5目、定住促進助成金1,000万追加しておりますけれども、これは3月までの助成金を想定しての追加なのか。そして現在までの学区ごとの助成金をもらっている件数は何件になっているのか、学区ごとにお問い合わせいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、議員の質問にお答えいたします。</p> <p>11ページ、定住促進助成金の件でご質問いただきました。今回、1,000万補正してございますが、補正前の額が2,610万円でございます。10月末までの実績で31件、金額にして2,580万円ということで、予算額のほぼ全額を使い切っている状態でございます。よって、今回1,000万円補正したものでございます。まだ残り第4四半期残ってございますので、もしその第4四半期の中で足りなくなるようであれば3月補正も視野に入れてございます。</p> <p>それから、10月末まで先ほど31件ということでお答えいたしました。小学校区別の件数であります、木ノ下小学校区が15件、下田小学校区が2件、木内々小学校区が3件、百石小学校区が10件、甲洋小学校区が1件、合わせて31件でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番議員。</p> <p>百石。百石小学校で何件。「10件」の声あり)思ったより下田小学校12件ですか。百石小学校10件、思った以上にうちが建っているなど、喜ばしいことだと思います。</p> <p>そこでこれ、この助成金を定住促進助成金をもらわないでうちを建てている件数がわかりましたら、教えてください。これはあくまでも31件は、定住促進の助成金をもらっている件数だと思</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>います。これに該当しないでうちを建てている件数、わかりましたら教えてください。わからなかったらそれで結構です。わからなかったらわからなかったで結構ですよ。</p> <p>推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>定住助成金につきましては、おいらせ町外に住んでいる方が転入してきた場合に助成するものでございます。よって、もともとおいらせ町に住んでいて新築した場合とか、そういったものは対象になりませんので、結論としては対象にならない方の件数までは把握してございません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>1 4 番 (松林義光君)</p>	<p>1 4 番。</p> <p>わかりました。</p> <p>町外から転入してきても該当にならない方もいると思いますけれども。年齢ね、扶養家族がいる、いない、若い世代が来なければ該当にならないと。高齢者が来ても該当にならないと思いますけれども、あれですか、やっぱりそういう方もいるでしょう。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>結論から言いますと、さまざまな家を建てる方はさまざまなケースがありますので全てについて把握しているのはちょっと不可能であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>1 3 番</p>	<p>いいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>1 3 番、西館議員。</p> <p>西館です。</p>

答弁	(西館芳信君)	<p>話ぶり返しますけれども、今8番議員、14番議員の中から出た新年互礼会ではないんだな、何ていうのかな、新年を祝う会、これについても一回聞きます。これを言い出しっぺというか、やめましようと言った人は誰で、最終的な決断は町長というふうな認識でよろしいですか。そして、貴重な時間をお集りいただいているというのは、誰に対しての貴重な時間なんですか。そこに集まる職員以外の方々を指して、まだ松の内の中をこうして平日昼間に集まっていたらというその一般の方々ですか。それともまだ三が日、外れたかどうかわからないけれども、職員の課長の皆さん方が貴重な時間を集まっているということなんですか。そこを2点、まずお願いします。</p>
	檜山副議長	<p>推進課長。</p>
	<p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>新年を祝う会の関係でちょっと答弁したいと思います。</p> <p>事務事業見直しという言葉が出てきました。これについて概要をご説明いたします。本来でありますと、来年の2月の議員全員協議会の中において今年度進めております事務事業見直しのことを、概要をご説明しようと思っておりましたが、今回関連質問がございましたので、ほんのさわりの部分でございますが、ご説明したいと思います。</p> <p>事務事業見直し、事務事業評価につきましては、ちょうどことしの3月の定例会の町長の所信表明の中でも触れておりました。抜本的な事務事業見直しに取り組んでいくということ。それから町の総合計画であったり、行政経営計画、それから自治基本条例の中でも行政評価、事務事業評価という言葉が出てまいります。町として後にも先にも今回初めてになります、この取り組みを今年度から進めるということで政策推進課が中心となって進めております。今回は、今年度は初年度ということになりますので、当課のほうである程度お膳立てした事業、そのほかに各課から提案していただく事業と合わせて全部で36の事業について今回評価を行っている段階でございます。各課から提案されている5事業の中の一つに新年を祝う会のものが上がってきたものでございます。</p> <p>以上です。</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>先ほどの貴重な時間ということは誰を指しているのかというご質問をいただきました。今回、ご案内した文章の部分で確かに貴重な時間を頂戴しているというのを書かせていただいております。こちらといたしましては、皆さん年末の忙しい時期、年末じゃない、年始の忙しい時期に集まっていたとということで貴重な時間というお言葉を使わせてもらったんですが、非常に説明するのが苦慮しているのが正直な形でございます。ですから、この言葉を借りて苦し紛れなんですけれども、この言葉を借りてご理解をしていただきたいという意味で使っております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>13番議員。</p> <p>言い出しっぺ、どこから出たことなの、そもそもこの話は。</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今回、事務事業の見直しの中で今回イベントとか式典等が対象になっていました。それで総務課のほうから唯一おこなっている式典というのが町の表彰式及び新年を祝う会が担当しておりますので、そのルールに従ってこの2つを上げております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番議員。</p> <p>言い出しっぺは役場の中から出てきたということでわかりました。</p> <p>それから、事務的な見直しを行っているということをあえて言いましたね。それは当然今の財政状況から言えばやらなきゃならないことなんだけれども、しかし人でも仕事でも生きているのであれば日々これ、いろんな面をチェックするというのは当たり前のことであって、それは別に私は理由でも何でもないと思うか</p>

		<p>ら、何だ、結局28万何ぼ、いたわしいからやめるのかというふうな印象にもならざるを得ません。町が本当に町をリードしてくれる人たちが誇りを持ってそこに集まって、課長方たちも議員の30倍も40倍も町のために仕事をしてくれる人だということではみんなに認められてあそこの場に来ていると思うんですよ。それをね、28万かかる、何か考えすぎてもうこれをやめてしまうなんて、とてもとても理解に苦しむ。町長、あの、私町長の最近のあれ見えていますとね、例えば町長は国際交流委員、250万かかるからもうこれをなくしようというふうな話だとか、それから1年前にもASOの交流、取りやめになった。そのときあるがままをただ受け入れた。これを何とかして継続したいものだというふうな努力は、私に何も見えてこなかった。全てね、何か今もう役場全体がおびえてしまって、あれもやめる、これもやめる、あるから仕方なくやるというふうな、なんかそういう潮流になってきて、一人一人の職員の皆さんもね、私はこれをやりたいんだ、このためにはこれを勉強したい、そのためには例えば旅費をつけてこういうふうにして勉強したいというふうなそういう空気、そういうのなんかも全然なくなっているというふうなことで、まさしくそういう雰囲気をこれが物語るものだと思って、私は本当に情けない。新年明けて4日の日に町のために頑張ろうという人たちが集まって、一堂に会して決意を新たにして町長の話聞いて、町長はことしはこういう話をした、よし、じゃあ町長の意を体して俺も微力だけれども頑張ろうというふうな思い、1年のスタート、こういう貴重な場をなくすなんてどんなものでしょうか。町長、もう一回、考え直していただけないですか。</p>
答弁	<p>樽山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>西館議員、本当に温かい励ましのお言葉大変ありがとうございました。</p> <p>実は、皆さん知っているか知っていないかわかりませんが、28万云々、30万云々でやめようという結論に至ったわけではなくて、私は5時といえば何もなければ帰るんです。職員たちがどれぐらい残っているか、役場に5時以降に来た人方はわかっていると思いますけれども、上の階はほとんどが残って仕事を</p>

		<p>します。多分8時ごろまでいるのかなと思って聞いたら、やっぱりそこらで大概帰るといふうな話をしていました。ということは、それだけ時間外を払う、払わない、もったいないということでもありませんけれども、この負担、家族にもいろんな部分で迷惑をかけているだろうなという思いもありまして、早く帰れ、帰れと言っても帰ってくれませんので、やはり仕事量が多いのか、どういう部分で残っているかわかりませんが、そういう部分で何かの部分で負担を軽減したいなというのが私の強い思いです。ですから、もし西館さんおっしゃるように職員がいがのおかげで職員が覇気がなくなっただけで言われれば大変申しわけないし、職員の方々から一人一人ほんだのかというのを聞きたいんですけれども、もしかすれば仕事量が多くて嫌になっている部分もあるのかなという気づかいはしているつもりですけれども、そういう部分も含めて、少しでも負担を軽くする部分でできることはないのかなということで、やめてもいいでしょうかと言うから、負担が少しでも軽くなるんだったらやめましょうかという結論に至ったわけです。ただ、国際交流員とか六戸との何ですか、海外研修ですか、一時期行きたい中学生もいないといって追加募集しなければならないというふうな部分もあったし、また六戸さんのほうからもやめたいって来たから、それであればやめてもいいんではないですかという部分もあります。ただ、国際交流員に関しましてはなかなかそれはいろんな部分で担当課あるいはいろんなことで思いがあつてのことだと思って私も追認しました。ただ、何回もさっきも言いましたけれども、職員の覇気がなくなつたという部分では大変、町民に対しても皆さんに対しても申しわけないなという気がしておりますので、そういうことはこれから反省して、改めたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳出1款議会費から6款農林水産業費にまでについての質疑を終わります。（「休憩だ」の声あり）</p> <p>ここで15分間休憩いたします。3時まで休憩いたします。 (休憩 午後2時44分)</p>
	<p>樽山副議長 (議員席)</p> <p>樽山副議長</p> <p>樽山副議長</p>	

	<p>檜山副議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後3時00分)</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>ここで、成田課長より13番西館議員からの質疑についての答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>政策課長。</p> <p>先ほど歳入のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税のところで、町民が町外へふるさと納税した場合のいわゆる流出財源とそれから普通交付税のかかわりについてご質問した際、正確にお答えできなかった部分、資料を見つけましたので、その分お答えしたいと思います。</p> <p>町民が町外へふるさと納税した場合、その分は町の町民税が減ることになります。その減ったうちの75%が普通交付税の中で見られることになります。ただそれは満額見られるわけではなく、普通交付税の計算式の中の基準財政収入額の減額分、減収分ということでその算定式の中で見られるということでございます。先ほど正確に答弁できず申しわけございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>次に、歳出7款商工費から12款公債費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書18ページから25ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>10款4項3目、みなくる館のところで、音響設備更新工事費がありますけれども、約700万とっています。今現在みなくる館にあるピアノの調律についてはどういう形で。毎年やっていますか。ちょっと私聞かれたんで、確認するために質問しました。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>社会教育・体育課長</p>	<p>課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えいたします。</p>

	(松山公士君)	ピアノの調律をやっているかどうかですけれども、グランドピアノのほうは年1回調律のほうやっております。 以上です。(「了解」の声あり)
	檜山副議長	いいですか。 ほかにございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	檜山副議長	なしと認め、歳出7款商工費から12款公債費までについての質疑を終わります。 次に、給与費明細書債務負担に関する調書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。
	(議員席)	***なしの声***
	檜山副議長	説明書27ページから33ページになります。質疑ございませんか。(「ありません」「8番」の声あり) 8番議員。
質疑	8番 (平野敏彦君)	8番、平野です。 ページが28ページ。(「27ページから。28ページ、はい、いいです」の声あり) いいですか。(「はい」の声あり) ちゃんと言われたとおり、順番に沿って進めていますから、確認してください。 28ページの2の一般職、総括のところで、職員数が1名減になっています。この1名減というのは、中途退職者ですか。その中身、ちょっと教えてください。
	檜山副議長	総務課長。
答弁	総務課長 (泉山裕一君)	そのとおりです。途中で退職者が1名出ましたので、減にいたしました。 以上です。
	檜山副議長	8番議員。
質疑	8番 (平野敏彦君)	一般職ということは、課で言えば、さっきの補正のほうで削ってあったところに該当する課ですか。課名だけ教えてください。

答弁	檜山副議長	総務課長。	
	総務課長 (泉山裕一君)	農林水産課になります。 以上です。(「はい、了解」の声あり)	
	檜山副議長 (議員席)	他にございませんか。 **なしの声**	
	檜山副議長 (議員席)	なしと認め、給与費明細書、債務負担に関する調書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 次に、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正についての質疑を受けます。 議案書58ページから60ページになります。質疑ございませんか。 **なしの声**	
	檜山副議長 (議員席)	なしと認め、第2表、第3表及び第4表についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 **なしの声**	
	檜山副議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第84号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。 **なしの声**	
	檜山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	檜山副議長	次に、日程第14、議案第85号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長補佐。	
	当局の説明	環境保健課長補佐 (川口嘉大君)	それでは、議案第85号についてご説明申し上げます。 議案書の61ページから63ページ、別冊になりますが、特別

		<p>会計補正予算に関する説明書 1 ページ目から 7 ページ目までになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 億 9, 5 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、職員の給与改定に伴いまして人件費を増額するほか、外国人の被保険者の在留資格管理の効率化、適正化のため、国民健康保険システムを改修する必要があることから、その委託料を増額するものであります。一方歳入では、人件費の増額に伴う職員給与費等繰入金を増額や、歳入歳出財源調整により国民健康保険事業基金の繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書 3 ページから 7 ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 8 5 号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 1 5、議案第 8 6 号、令和元年度おいらせ町公共</p>
	檜山副議長	
	(議員席)	
	檜山副議長	
	(議員席)	
	檜山副議長	
	(議員席)	
	檜山副議長	
	檜山副議長	



当局の説明	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>次に、日程第16、議案第87号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (西館道幸君)	<p>議案第87号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の67ページから69ページ、別冊の事項別明細書の17ページから23ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、予算の総額を1億5,524万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、職員の給与改定に伴う人件費の増額及び光熱水費を増額し、歳入では、歳入歳出財源調整のため一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書19ページから23ページになります。</p> <p>給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
檜山副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第87号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	

当局の説明	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>次に、日程第17、議案第88号、令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>それでは、議案第88号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の70ページから72ページ、別冊予算に関する説明書25ページから35ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に44万7,000円を追加し、予算の総額を23億6,759万1,000円とするものです。</p> <p>その主な内容であります。職員の給与改定に伴い人件費を増額、地域支援事業費の再確定に伴い国庫・県費返還金及び一般会計繰入金を増額し、歳入では、国庫支出金及び介護給付費準備基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書27ページから35ページになります。</p> <p>給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
檜山副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第88号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	

当局の説明	(議員席)	**なしの声**
	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>次に、日程第18、議案第89号、令和元年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、議案第89号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の73ページから74ページになります。</p> <p>別冊の事項別明細書の37ページから40ページをごらんください。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に235万4,000円を減額し、予算の総額を9億7,579万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では、看護師の育児休暇による給与費の調整に268万2,000円を減額と燃料費を追加し、総額235万4,000円の減額、収益的収入では、入院患者の減少を見込み、入院収益を235万4,000円減額するものであります。</p> <p>資本的支出では、器械備品購入費60万円を追加し、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金60万円を充当するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書37ページから43ページ、議案書73ページから74ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p>	

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>私は、入院収益が、ページ37ページですけれども、235万4,000円減額になっております。歳出では育児休業の人件費が減っておりますけれども、今現在インフルエンザの流行も、私はもっと猛威を振るったらおいらせ病院にも影響があるなというふうに期待していたんですが、思った以上に、はやっていないなという気がします。この前行ったら予防注射の受付がいて、どうですと言ったら、結構予防注射受けている人がいますよというふうなことを聞いて、病院経営には余りよくないのかなという、残念な気がしましたけれども。</p> <p>事務長にお聞きしますけれども、今現在で大体収益的に年度末になった時点で経営状況がどうなのか、単年度収支でいったら黒字になる見込みなのか、そこ1点、お聞かせをいただきたいと思えます。</p> <p>もう1点は、9月の27日に新聞紙上で出ました県内10病院再編必要というふうなことで、おいらせ病院も入ってあるわけですが、県南を見ますとおいらせ病院、五戸病院、三戸病院、南部医療センター、八戸の圏域の中にある病院が再編が必要だということが出ています。これは国のほうの厚労省のほうの公表によるものですが、それにしても名前が載るということ自体、この病院そのものの個性がないのかなというふうな、やっぱりこの地域にこういうふうな医療体制があって、ぜひここは残さなければだめだとか、そういうふうな部分の、厚労省ではそういうふうな評価をしていないのかなという思いがあるわけで、この再編必要という部分については私は八戸圏域の中で、逆に言ったらその圏域のお互いの情報、そしてまた病院の連携を市民病院との連携を深めながら個性を出していくという手法もあっていいんじゃないかな。今現在見ますと、病院の収支を見ても、この県南の病院で、県内の大きい病院でも八戸市民病院だけが黒字です。8市見まして、全て赤字です。三沢もそうですし、そういうふうな意味ではこの圏域の効果というのは、八戸だけが受けているのかなというふうな、私非常に疑問を感じるわけで、もっともっと圏域内の医療体制の部分では連携をし、そしてまたその今言っている圏域内の病院に波及効果を与えてもらうような取り組みを町としてもすべきじゃないか。医師の派遣とか、いろんな方</p>
-----------	-----------------------	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>法があると思いますし、この辺については町長がどう考えているか、この1点、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>昨年、約5,000万の赤字ですか。そしてことしは何とか赤字にならないように対処してほしいなと思っていましたけれども、前半はよかったんですけども、後半に来て患者さんが少し減っているという部分もあります。そしてまた、市民病院関連のほうからお医者さんを土日ですか、休みの対応ということで、夜間勤務も含めて派遣してもらっているということで大変ありがたい部分もありますけれども、何せ患者さんがふえてこなければどうしても黒字化は難しい部分もあるのかなという気がしている。事務長はいろんなことで対策を考えていると思いますけれども、それを含めまして我々もどういう方法があるのか、改めてまた再検討していきたいなと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>事務長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目、収益の件でございます。</p> <p>収益については、非常に厳しいということをまずお知らせを申し上げておきます。27年度、収益が出たときに比べて、今の収益が大体4,000万ぐらい減になっております。昨年度から比べて1,500万ぐらい減になっております。しかしながら、これは保険医療にかかわるものでございまして、今現在、さっきインフルエンザのお話もありましたけれども、新規の患者が増えているというふうな、その辺の効果がいい方向に見られているというふうに思っております。昨年から比べれば約400人ほど新規がふえているということは、病院とすれば明るい材料なのかなというふうに思っております。それと、予防接種についてもふえているというふうなこと、あと健診についてもふえているというふうなこと。金額的にはさほど大きくありませんけれども、今後の病院の経営の中では、新しい患者を取り入れていくということ是非常に重要なことと考えておりますので、今後の後半11月以</p>

		<p>降の部分に期待していきたいなというふうに思っております。ただ、10月までの数字でございまして、11月はかなり患者も、外来患者も入院患者もふえておりますので、昨年度までに近い数値にはなるかというふうに思っております。</p> <p>次に、厚生労働省の公表の件でございます。確かに名前を載ることは病院に特色がないというふうなことを言われてもいたし方のないところでございますけれども、逆にそれを逆手にとってPRしていけたらなというふうに今現在考えているところでございます。今の取り組みといたしましては、おいらせ町そのほか八戸の北部、市川、多賀台、轟木、この辺は病院がない、小児科医が少ないというふうなことで、今第1、第3、第5の金曜日に小児科医を派遣していただいて、新しい取り組みをして進めているところでございます。そのせいで小児科に来る患者さんも若干ふえておまして、そちらについても新規の患者の獲得につながればというふうに考えております。</p> <p>次に、八戸市民病院との関連でございますけれども、今現在第4の金曜日に脳外科医がうちのほうに来ております。それと、第2の土曜日、日曜日の日直に八戸市民病院から派遣をいただいております。こういうふうな点を連携を深めながら派遣だったりあとは病院同士の連携だったり、果たしていければなというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上であります。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>いろいろな取り組みをしている、そしてまた医師の派遣も受けているということで、理解いたしました。</p> <p>ただ、私はね、やっぱり病院としてももっとPRをすべきだし、広報でもやっぱり今こういうふうな医療体制が確立していますよとか、こういうふうなサービスができますよというふうなのはやはり町民にもっと知らせる必要があると思いますし、それによってまた町民も安心して病院を利用できるというふうに思いますので、できれば町の広報等でも病院のコーナーを設けて情報提供していったらどうでしょうか。そこは提案です。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>事務長。</p> <p>平野議員がおっしゃるとおりだというふうに考えております。これまで広報、場合によってはホームページ、いろんなPRの仕方が足りなかったのかなというふうに感じております。今現在、取り組んでいる項目といたしましては、保育園を回ったりとか、地域を回って病院の医療体制がどうだと、チラシを配ったりとか、そういうふうな今取り組みをして、病院にそぐわない営業活動をしているというふうなことも今いたしております。あと、病院内に広告宣伝板等を入れて患者さんに見えるような形の広告も今しておりますので、これが徐々に効果が上がってくればいいなと感じているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。これから討論を行います。初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。これから議案第89号について採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
日程終了の告知	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>

閉会宣告	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議員各位には、師走の大変ご多用のところ、令和元年第4回おいらせ町議会定例会にご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本年最後の議会を終えるにあたり、改めてこの間の町政運営につきまして議員各位からのご理解とご協力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。</p> <p>また、本年、今定例会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、引き続き明るく元気で持続可能な町おいらせ町を目指し、真摯に町政運営に取り組んでまいりたいと存じております。</p> <p>なお、先ほどご意見を賜りました町と商工会と共催による新年を祝う会につきまして、諸般の事情により中止することになったことをおわびするとともにご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>結びになりますが、新元号となり始めて迎える新年が町民にも、また議員各位にとりましてもよき年となりますよう、心からお祈り申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>これで、会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和元年第4回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ふなれでまことに申しわけありませんでした。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後3時30分)</p>
	<p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 2 年 1 月 31 日

副議長.....**榎山**.....忠

署名議員.....**澤頭好孝**.....

署名議員.....**吉村敏文**.....